



豊中市都市景観形成マスタープラン【第2期推進編】

令和6年（2024年）4月 改定

豊中市

<目 次>

第1章 策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕とは	
2 豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕の基本的な考え方	
第2章 推進方策・推進プログラム・・・・・・・・	6
1 推進施策の方向性	
2 推進施策	
3 達成目標とPDCA	
第3章 とよなかの景観まちづくり・・・・・・・・	22
1 「好感」から「共感」へ。とよなかの景観づくり	
2 「好感・共感」の持てる景観まちづくりのススメ	
3 とよなかの景観まちづくりの進め方	
4 地区で取り組む「とよなかの景観まちづくり」モデル例	
資 料 ・・・・・・・・・・・・・・・・	35
○ 10年間の取り組み・まちなみの変化	
○ 景観まちづくりに役立つ情報	

1 豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕とは

本計画は、「豊中市都市景観条例」に位置づけられた「基本計画」の推進編として、「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」に示された総合的な方向性に基づき、具体的な推進方策や推進プログラムを示すものです。

本計画は、前期の平成26年度～令和5年度を第1期とする「豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕」の次期計画とし、「豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕」に示された総合的な方向性をさらに推進するための計画として「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」とします。

第1章では、本計画策定にあたって、前期計画の進捗状況の確認と課題の抽出、さらに課題をふまえた本計画の基本的な考え方を記載しています。

第2章では、市が主体的に取り組む施策について詳しく記載しています。

第3章では、「とよなかの景観まちづくり」を推進していくにあたり、特に市民や事業者のみなさんに読んでいただきたい内容を記載しています。

2 豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕の基本的な考え方

(1) 「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」について

本市は、平成26年に策定した『豊中市都市景観形成マスタープラン〔計画編〕』に定める「都市景観形成の基本目標」、「都市景観形成の基本方針」及び「良好な都市景観の形成に向けた基本的な考え方」に基づく具体的な推進方策や推進プログラムを示す計画として、同年に『豊中市都市景観形成マスタープラン〔推進編〕』を策定し、「推進施策の方向」と「推進施策」を定めるとともに「重点的取り組みの達成目標」を設定し、取り組みを進めてきました。

「重点的取り組み」では、達成目標に設定した取り組みを全て実施しており、「景観まちづくりの共有」としては、都市デザイン賞・まちなみ市民賞、とよなか百景のリニューアル、まち歩きなど、「景観スタイリストの支援」としては、子ども向けの景観学習教材の作成や景観学習、景観スケッチブックの発行などを実施、「重点的な地区の景観形成の推進」としては、景観形成に関する「ルールの特典数」について、目標としていた「3地区の指定」を上回る7地区において新たに都市景観形成推進地区を指定し、既存の景観形成協定と合わせて合計9地区となりました。

「普遍的取り組み」では、景観形成に関する情報提供や出前講座などによるPRや啓発事業、建築物等の規制誘導や助言などを行い、景観形成を推進しました。

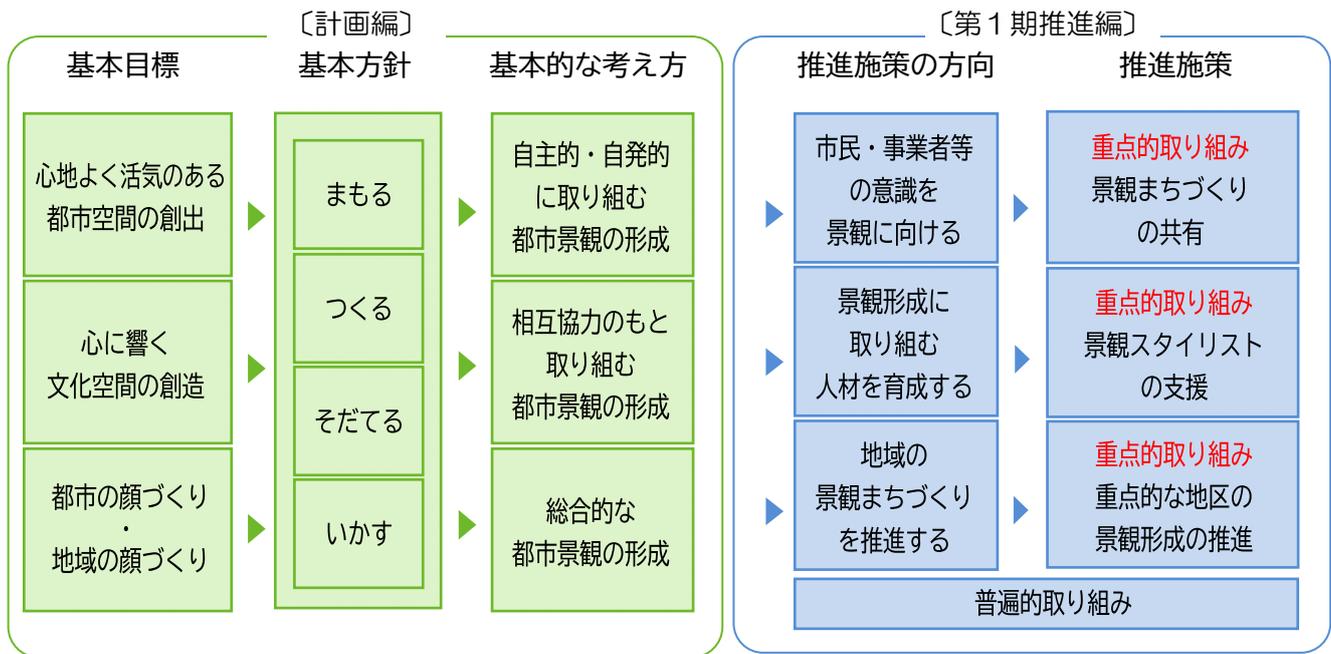
また、これら景観まちづくりの効果を把握するためのアウトカム指標とした市民意識調査では、「今の豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じていますか」の問に「感じる」「どちらかといえば感じる」と答えた方が、平成25年度に実施した調査と比べ約10ポイント増加し、令和3年

度では74.5%となっており、都市景観形成の推進において一定の効果がみられました。

一方で、イベントなどでは新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて中止したものもあり、より効率的、効果的に取り組みを進めていくことが重要となっています。

以上をふまえ、今後も7割を超す高い市民意識を維持・向上していくためには、社会環境の変化に柔軟に対応しながら、適切な進捗管理を行い、一層の推進に向けた取り組みを行っていくことが必要です。

〔計画編〕と〔第1期推進編〕の関係



〔第1期推進編〕の重点的取り組みの達成目標

重点的取り組み	ステップ1	ステップ2	ステップ3
(1) 景観まちづくりの共有	○景観スポットの選出	○景観スポットのPR	○景観スポット関連事業(まち歩き等)
(2) 景観スタイリストの支援	○こども向けプログラムの作成	○こども向け事業の実施	○中高生による啓発事業の実施
(3) 重点的な地区の景観形成の推進	○出前講座の実施	○活動助成	○重点地区の位置づけ(◎ルール担保数)

【アウトプット指標】
「ルール担保数」
10年後の目標：3地区

(2)「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」策定の基本的な考え方

第2期においては、第1期の評価や課題をふまえ、さらに一層の推進に取り組むことを基本とし、社会環境の変化への柔軟な対応を見据えながら、さらなる都市景観形成の推進に向けた具体的なプログラムや達成目標を設定します。

さらに、第1期の取り組みについても、その効果を維持・向上させるためには継続的に実施することが重要なものもあるため、必要に応じて見直しを行いながら継続することとします。

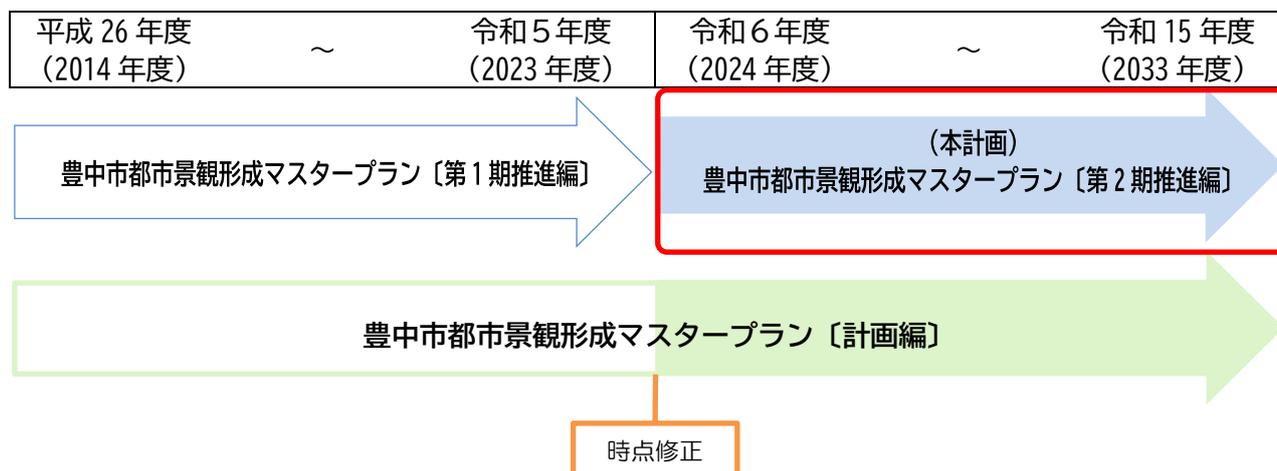
また近年、急速に進むデジタル社会への対応とともに、SDGs（持続可能な開発目標）[※]の達成に関する視点をもって、取り組みを進めることとします。

※SDGsとは、世界をよりよいものとするために、令和12年（2030年）までに達成すべき17の目標として、平成27年（2015年）の国連サミットで定められたもので、本計画に関連があるものは次の5つです。

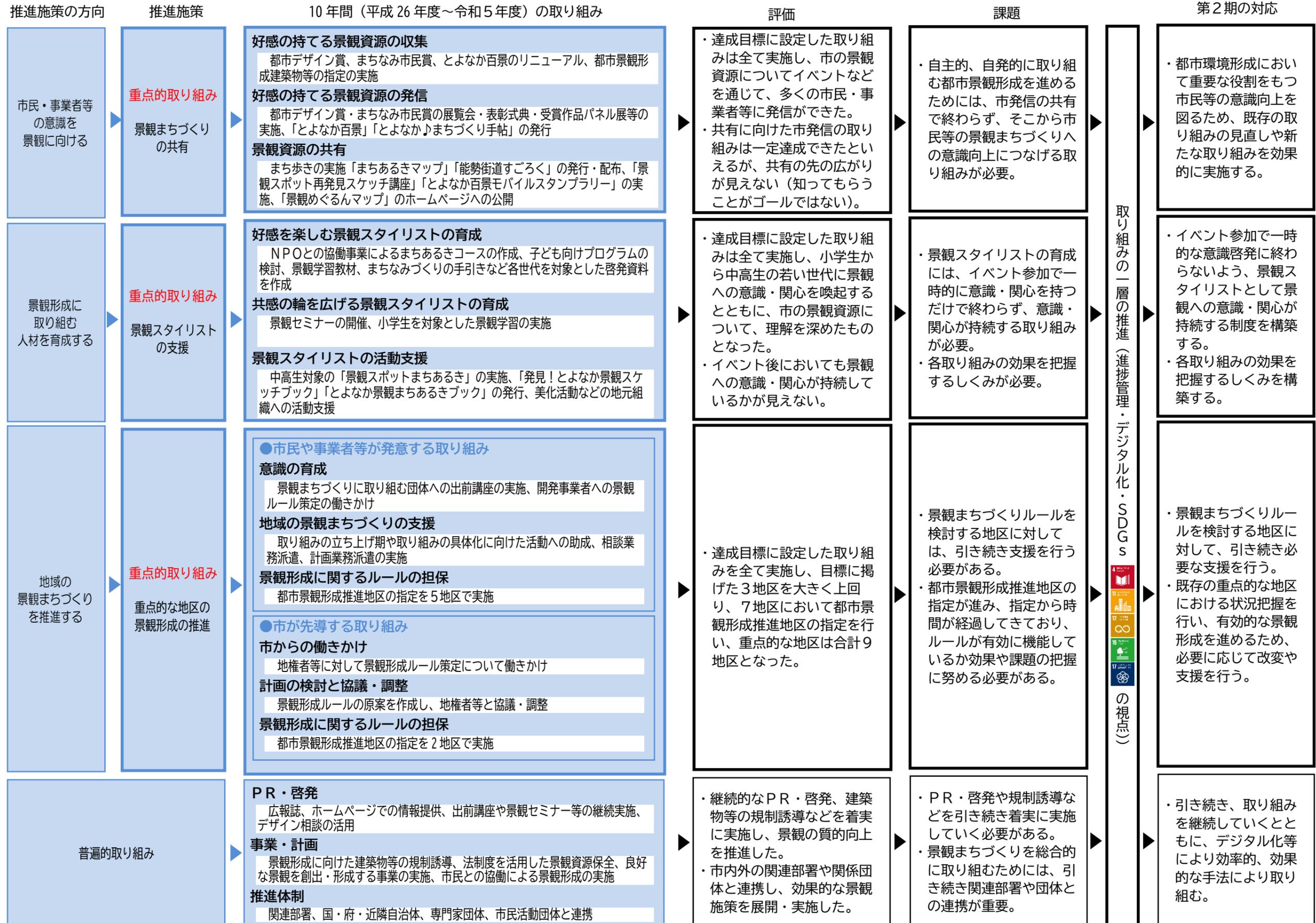
<p>目標4 〔教育〕</p>  <p>すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する</p>	<p>目標11 〔持続可能な都市〕</p>  <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	<p>目標12 〔つくる責任つかう責任〕</p>  <p>持続可能な生産消費形態を確保する</p>	<p>目標15 〔陸上資源〕</p>  <p>陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>	<p>目標17 〔実施手段〕</p>  <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>
---	---	---	---	---

(3) 目標年次

本計画の目標年次は令和6年度（2024年度）から10年後の令和15年度（2033年度）とし、毎年度取り組み状況を検証しながら、必要に応じて課題や状況に応じた柔軟な取り組みができるよう、適宜見直しをしていくものとしてします。



■第1期の10年間の取り組み実績、評価、課題及び第2期の対応



取り組みの一層の推進（進捗管理・デジタル化・SDGsの視点）

1 推進施策の方向性

(1) 推進の方向と重点施策

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では重要施策として設定した“景観まちづくりの共有”“景観スタイリストの支援”“重点的な地区の景観形成の推進”の取り組みのプログラムを着実に実施し、その達成目標に到達することができました。

しかし、計画編に示す景観形成に向けた基本的な考え方である、市民・事業者が自主的・自発的に取り組むこと、相互協力のもとに取り組むこと、地域の状況や特性に応じながら総合的に取り組むことが重要であることは変わりなく、第1期で定めた推進の方向である市民・事業者等の意識を景観に向けること、景観形成に取り組む人材を育成すること、地域の景観まちづくりを推進することについては、これまでの効果を維持・拡大していくため、引き続き継続していくことが大切です。

今後は、市民・事業者等が、意識を景観に向け続けるように、魅力的なとよなかの景観まちづくりについて、共有からさらに意識向上に取り組むとともに、相互協力のもとに景観形成に取り組む人材、景観スタイリストの活躍推進に取り組みます。また、地域の景観まちづくりの推進に関しては、これまでの10年間の取り組みの結果、都市景観形成推進地区を7地区指定し、うち5地区において、市民・事業者が主体となり、ルールづくりが行われました。そのため、引き続き重点的な地区の景観形成を推進することとし、新たなルールづくりへの支援に加えて、既存のルールの維持に向けた支援に取り組みます。

計画編		
景観形成に向けた基本的な考え方	推進の方向	重点施策
○自主的・自発的に取り組む都市景観の形成	⇒ 市民・事業者等の意識を景観に向ける	⇒ 景観まちづくりへの意識向上
○相互協力のもと取り組む都市景観の形成	⇒ 景観形成に取り組む人材を育成する	⇒ 景観スタイリストの活躍推進
○総合的な都市景観の形成 ・状況に応じた都市景観形成 ・関連施策の活用による都市景観形成 ・地域の特性に応じた都市景観形成	⇒ 地域の景観まちづくりを推進する	⇒ 重点的な地区の景観形成の推進

市民・事業者・NPO等と行政が一体となって、それぞれの役割を果たしながら上記の3つの重点施策を進めていきますが、特に本章では市が主体的に取り組む施策について記載することとします。

(2) 継続して取り組む普遍的施策

普遍的施策は、景観まちづくりを推進していくために市が主体となって継続的に取り組んでいく基本的な施策です。

市全域を対象に、良好な公共空間整備や建築物のデザイン誘導といった一つ一つの取り組みを通して、景観の質的向上を図ります。

また、景観まちづくりに総合的に取り組んでいくために、役割分担や推進体制についても明確にしていきます。

普遍的施策
PR・啓発
事業・計画
推進体制

1. 重点的取り組み

(1) 景観まちづくりへの意識向上

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では、市民・事業者等に景観やまちへの興味を持ってもらい、景観まちづくりへの意欲が高まるよう、本市の良好な景観資源を「景観スポット」として

広く発信し、みんなの景観資源として共有していくことができるよう、その準備段階から共有までを3ステップに分けて段階的に進めてきました。しかし、景観というものは、時間が経過するとともに、生活様式が変わることで、景観に向ける目線や思いが変化したり、経済活動によりまちなみが更新されるなど、うつろうものです。

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」においては、上記に述べた“うつろう景観”へ意識を向けるため、収集・共有という取り組みを継続することに加えて、新たな景観の魅力の発見・発信を行う参加型のイベントなどを改善しながら繰り返し実施することにより、これまでも培われてきた景観を「まもる、つくる、そだてる、いかす」の意識につなげ、景観まちづくりへの意欲の維持・発展を図ります。

このことをふまえて、今後10年間どのように発展させていくかを次ページのとおり示します。

『景観スポットとは』

好感の持てる景観資源を募ることで、地域の景観への関心を誘い、景観を見る目を養うとともに、これらを広くPRすることで、景観資源の保全や景観に親しむ機会の提供などにつなげていくものです。



鍵盤デザインの花壇（野田町）
豊中まちなみ市民賞受賞作品



服部本町の夫婦桜（服部本町）
豊中まちなみ市民賞受賞作品



グランドピアノの形をした屋根（野田町）
豊中まちなみ市民賞受賞作品



ふれあい緑地内にあるオブジェ（服部西町）
豊中市都市デザイン賞、豊中まちなみ市民賞受賞作品

景観スポットの例

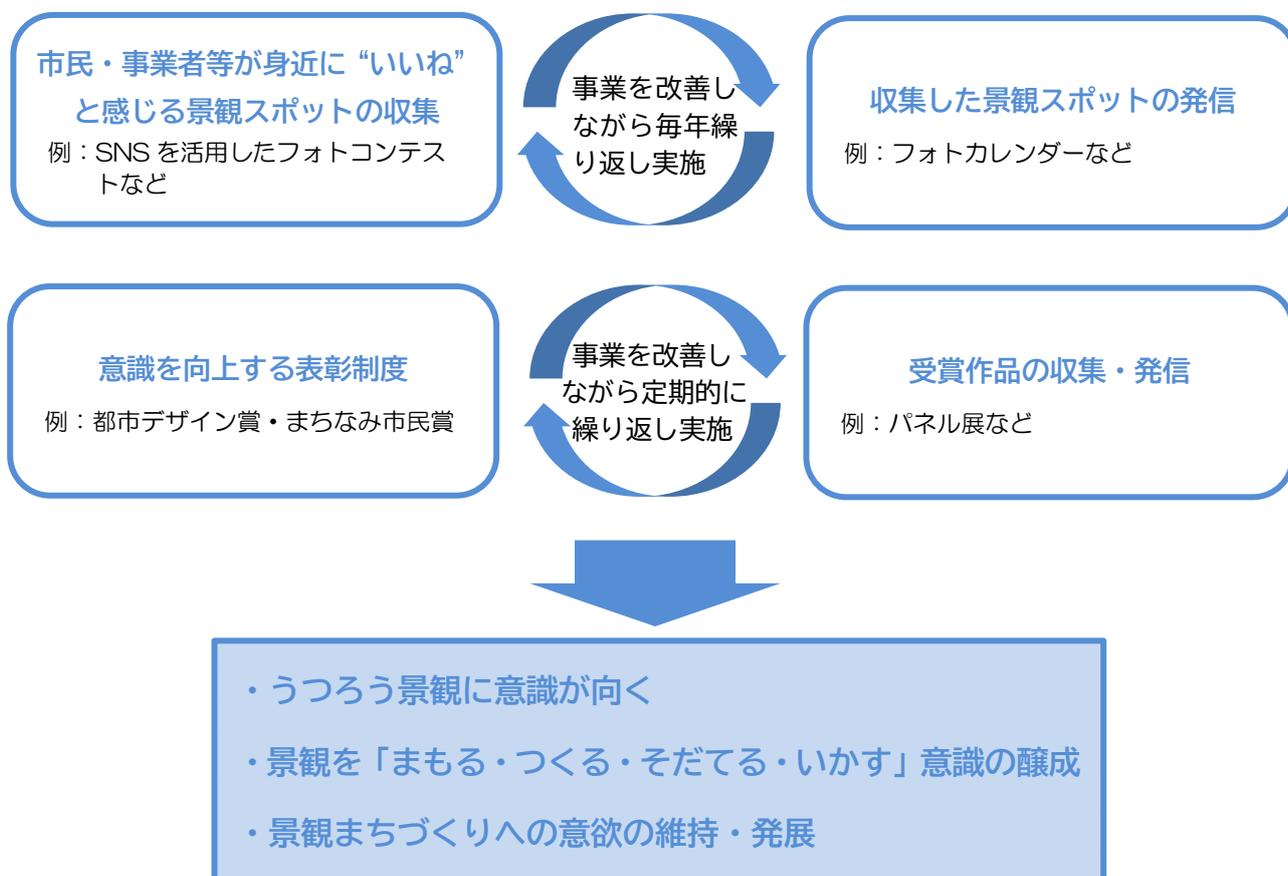


天竺川の鯉のぼり（野田町、赤坂）
豊中まちなみ市民賞受賞作品



みんなの憩の花壇（旭ヶ丘）
豊中まちなみ市民賞受賞作品

「景観まちづくりへの意識向上」の展開



景観まちづくりへの意識向上に向けた連携体制

○広報担当部署、都市ブランドづくりに関する部署との連携

景観資源を広く知らせるため、広報担当部署との連携を図るとともに、景観資源を都市ブランドづくりに活用するため、都市ブランドづくりに関する部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

○市民団体等との連携

市民の景観に対する意識を高めるため、景観に関わる市民団体等の取り組みと連携して、景観まちづくりのPRを行います。

(2) 景観スタイリストの活躍推進

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では、好感を楽しみ、共感へと広げる取り組みを実践していく人を景観スタイリストと位置づけ、景観スタイリストの育成・支援に取り組んできました。しかし、小中高生に対するプログラムを個別に実施してきたため、世代ごとへの一時的な意識付けで完結していました。また、景観スタイリストとは、身近な景観を楽しむ人や、好感に気づく人から、景観まちづくりに取り組む人といった幅広い人を指していることから、育成・支援を進めるにあたって、対象となる各世代の人に対する目標の設定に難しさがありました。

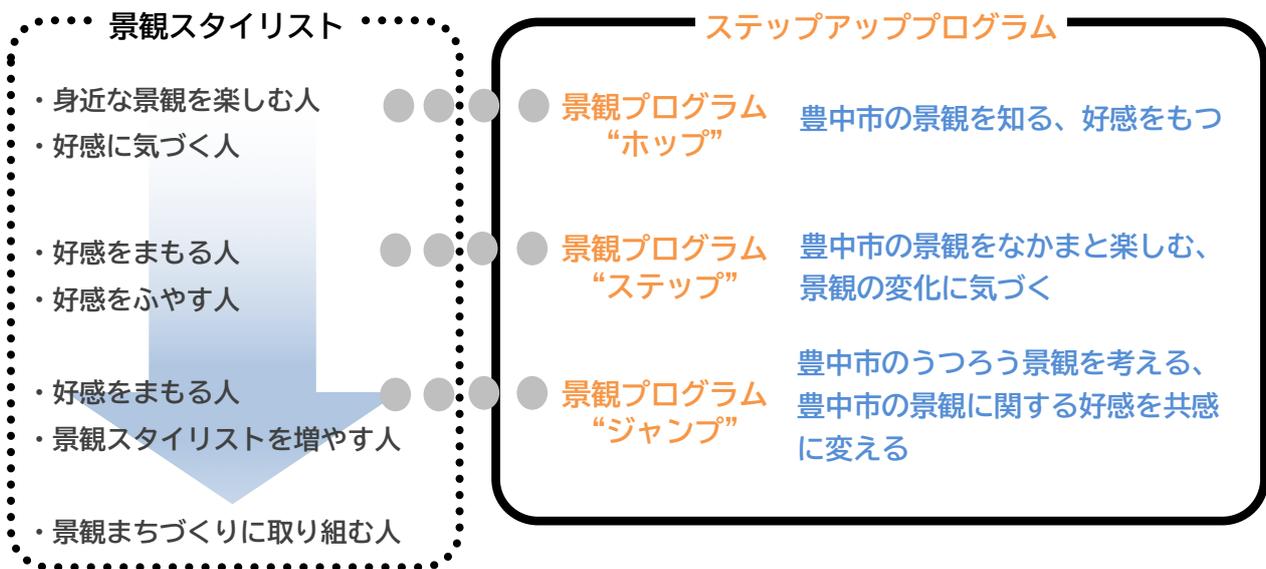
今後は、各プログラムを体験することで、どのように景観に対する意識が芽生え、醸成し、行動につながっていくのかを示す必要があります。

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」では、これまでの景観スタイリスト育成・支援プログラムに、身近な景観について好感をもち、それを周りの人と楽しみ、一方で馴染のあった景観の中には変化しているものがあることに気づくなかで、そのうつろう景観について考えることで、変わらず見慣れた身近な景観をまもる意識や、新しく変わっていく景観に新たな魅力を感じ、育て、いかしていく意識醸成の視点を取り入れるとともに、各プログラム参加者へのアンケート等により効果を確認し、適宜プログラムの見直しを行います。

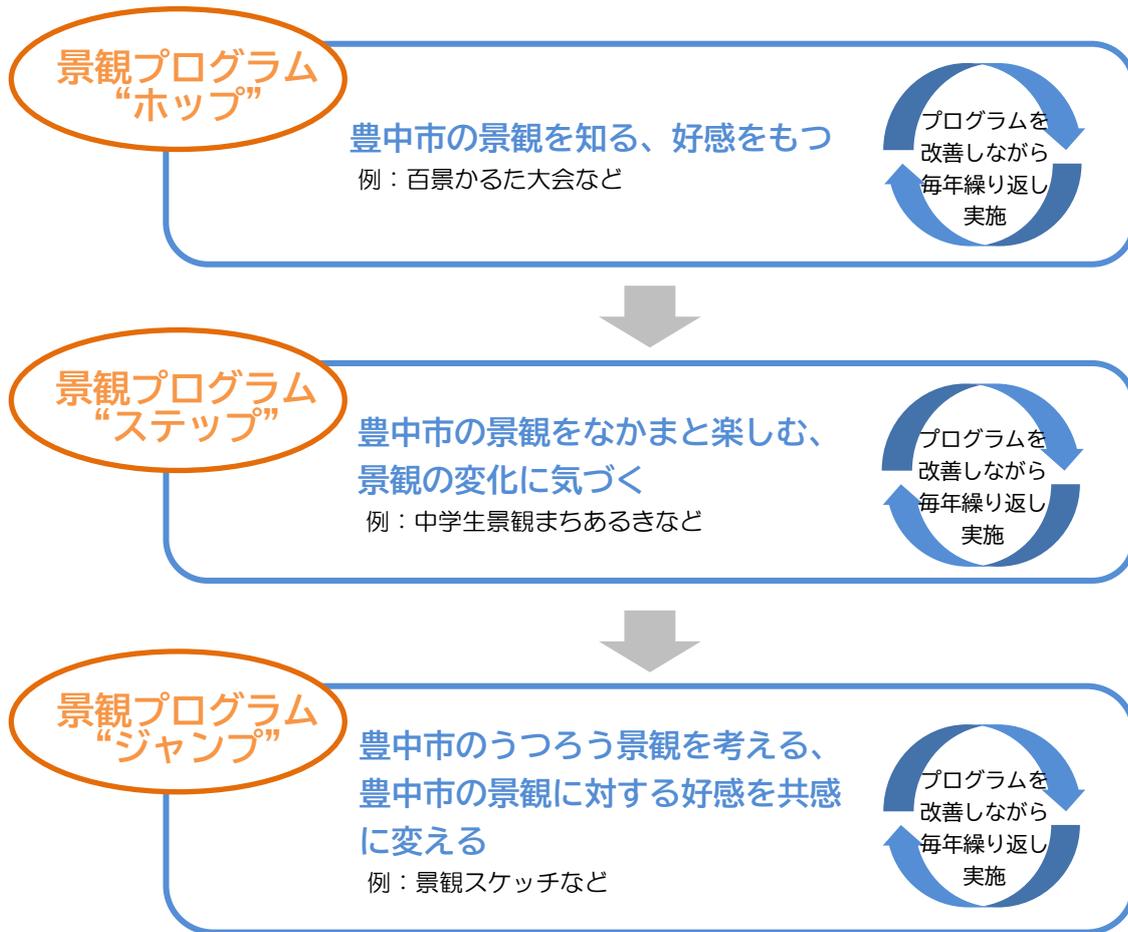
加えて、プログラムの構成を、景観に対する意識が芽生える過程を“ホップ”、景観に対する意識が醸成していくなかで、まわりのひとと共有したり、景観の変化に対する気づきを体験する過程を“ステップ”、うつろう景観を考え、次の行動につながるきっかけを意識する過程を“ジャンプ”と分けて、ステップアッププログラムとすることで、継続的な景観まちづくりの意識の醸成を図ります。さらにステップごとに設定した目標をふまえたプログラムを体験することにより、新しい景観の発見や発信、景観まちづくりに取り組むといった行動へとつなげていきます。

また、各プログラムを「(1) 景観まちづくりへの意識向上」の取り組みと連携させることで、重点的な取り組みを横断的なものとし、各取り組みの相乗効果を図ります。

このことをふまえて、今後10年間どのように発展させていくかを次ページのとおり示します。



「景観スタイリストの活躍推進」の展開



※それぞれのプログラムの題材は、とよなか百景などの景観スポットを使用します。

- ・ 景観に対する意識の持続
- ・ 景観まちづくりに取り組む人を増やす

景観スタイリストの支援について

市は景観プログラムに参加する皆さんが、身近な景観を楽しむことや、好感に気づくといったことから、なかまと景観まちづくりに取り組む意欲や興味につながるように、さまざまな情報提供を行っていきます。

景観スタイリストの活躍推進に向けた連携体制

○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、連携した取り組みを行います。

○教育関係部署、子育て支援担当部署との連携

こどもから大人まで、各世代に対応した学習・啓発プログラムの検討や実施に向け、学校教育や社会教育等の所管部署、子育て支援担当部署との連携により取り組みを行います。

○市民活動・地域活動団体、専門家団体との連携

学習・啓発プログラムの検討や実施において、関連する市民活動団体や地域活動団体、建築等の専門家団体との連携により取り組みを行います。



中学生景観スポットまちあるき



高校生景観スポットまちあるき



中高生スケッチ原画展



景観学習会

さまざまなプログラム



豊中かいわいスケッチ



豊中かいわいスケッチ原画展

(3) 重点的な地区の景観形成の推進

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第1期推進編〕」では、地域の特性をいかした景観まちづくりには、地域の市民・事業者とともにまちの状況や課題にあわせてきめ細かな景観形成の方針や基準を検討し、市民・事業者・行政の協働の取り組みにより、ルールとして担保していくことが重要として、市民や事業者等がルールを発意する取り組みを支援しながら、ルールの指定を進めてきました。しかし、ルールを指定した地区の中には、時間の経過とともに、相続による世代交代や、売却などにより所有者が変わることにより、ルールづくりに関わる“住民発意”を行った当時の“思い”が薄れてきている事例もあります。

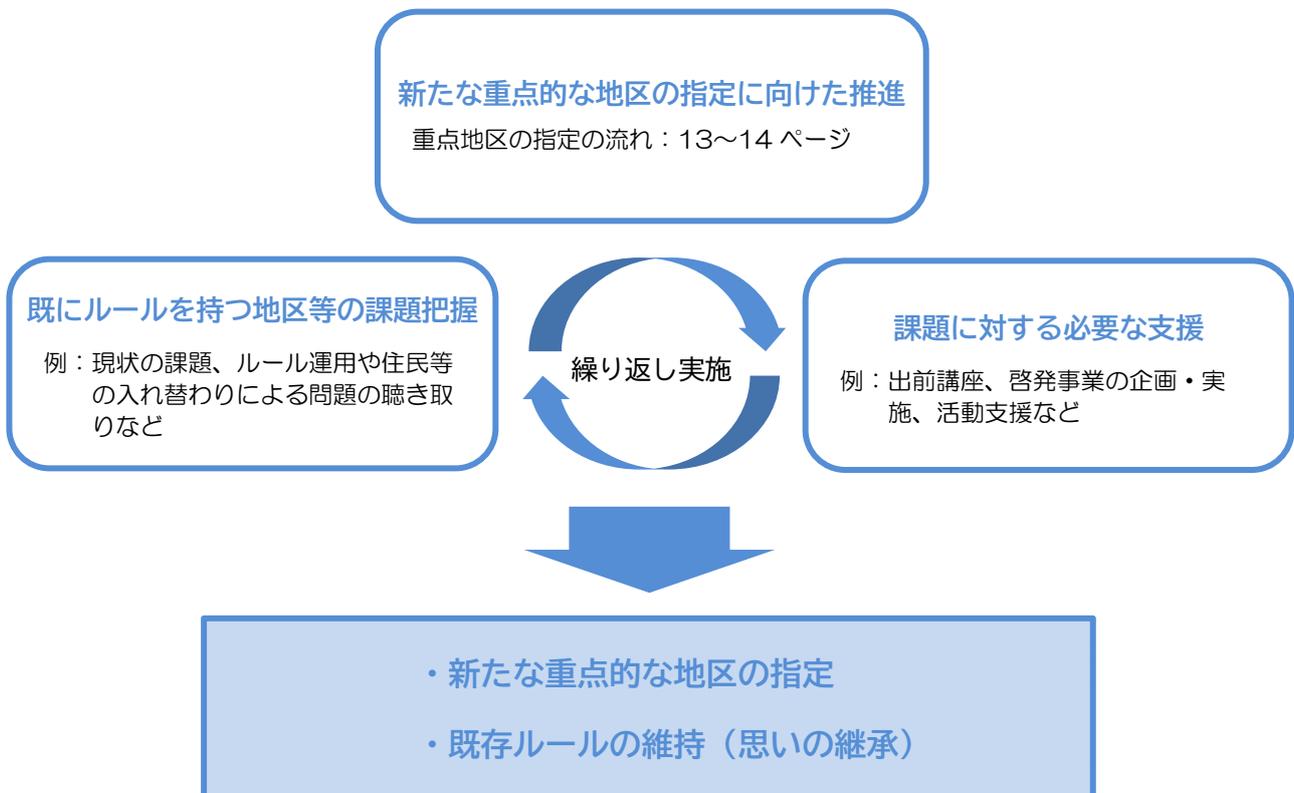
『重点的な地区とは』

地区の特性に応じた景観の保全や創出、調和を図るため、住民や事業者などが主体的に地域の景観まちづくりに取り組み、さまざまな手法を活用しながら、住民合意のもと、まもるべきまちのルールを定めた地区を重点的な地区とするものです。

「豊中市都市景観形成マスタープラン〔第2期推進編〕」では、引き続き市民や事業者等がルールを発意する取り組みを支援するとともに、これまでルールを設ける地区指定を行ったところに対して、今後もルールが円滑に守られ、維持されていくよう支援を行います。

このことをふまえて、今後10年間どのように発展させていくかを以下のとおり示します。

「重点的な地区の景観形成の推進」の展開



重点的な地区の指定の流れ

市民や事業者等が発意する取り組みのタイプ

意識の育成

自分の住む地域の景観を見直し、地域の景観やまちのあり方を考えるきっかけをつくるとともに景観まちづくりに関わる先進的な取り組みについての情報を提供します。

○景観まちづくりに関する学習機会の提供

自治会等の地域の景観まちづくりに取り組もうとする団体等に対して出前講座の実施等により、学習会の支援や先駆的な取り組みに関する情報の提供等を行います。

また、すでにまちづくりのルールを取り決めている団体に対しても、ステップアップに向けた情報の提供等の支援を行います。

(取り組み)

- ・ 出前講座
- ・ 開発行為等を予定している事業者に対し、景観形成のルール策定を働きかけ

地区の景観まちづくりの支援

景観まちづくりに関わる取り組みに対して、ルール化に向けた技術的なアドバイス等の支援を行い、具体的な取り組みへとつなぎます。

○取り組みの立ち上げ期における活動支援

地域での景観まちづくりに関わる市民主体の取り組みの立ち上げ期に対して活動が軌道に乗るよう専門家を派遣するとともに、活動費を助成します。

○取り組みの具体化に向けた活動支援

地区の景観まちづくりのルール化等、具体的な活動に対して、専門家を派遣するとともに活動費を助成します。

(取り組み)

- ・ 活動助成とアドバイザー派遣
- ・ 活動助成とコンサルタント派遣
- ・ 開発行為等を予定している事業者に対し、景観形成のルールを検討

景観形成に関するルールの担保

地域で共有された計画や合意されたルールをさまざまな制度を活用して担保します。

○景観形成に関するルールの担保

地域で合意された景観形成に関するルールについては、都市景観形成推進地区（景観計画）や景観形成協定、地区計画等、地域のニーズに応じたしくみを用いて担保していきます。

(取り組み)

- ・ 都市景観形成推進地区の指定

市が先導する取り組みのタイプ

市からの働きかけ

市街地再開発事業や土地区画整理事業、大規模住宅団地の建替え事業といった規模の大きなまちなみの変化を伴う事業地区等においては、市から地権者等へ働きかけを行います。

○協議の場づくり

地権者等と市関係部署、公共施設の管理者等、関係者に参加を呼びかけ、景観に関する協議の場づくりに努めます。

(取り組み)

- ・地権者等に対して、景観形成のルール策定について働きかけ

計画の検討と協議・調整

市において、地区周辺のまちづくりの方向性や周辺の状況に応じた景観まちづくりの目標や方針、景観形成のルール等を検討し、地権者等と協議・調整を行います。

○景観形成のルール等の検討

将来的なまちなみの変化を想定し、良好なまちなみ形成を誘導していくため、各種計画やまちづくりの方向性等を考慮の上、景観形成のルール等を検討します。

市関係部署や公共施設の管理者等とも十分に調整を図り、連携を取りながら進めるとともに、必要に応じて都市デザインアドバイザーとの協議を行います。

○地権者等との協議・調整

市の原案をもとに地権者等との協議・調整を行い、計画案として取りまとめます。

(取り組み)

- ・景観形成のルールの検討
- ・原案に基づき地権者等と協議・調整

景観形成に関するルールの担保

景観形成に関するルールを法・条例に基づくしくみを用いて担保し、良好なまちづくりを促進します。

○重点的な地区の指定

地権者等との間で共有された景観まちづくりの方向性に基づき、景観形成に関する方針やルールに関して合意が得られた場合、重点的な地区として位置づけます。

○景観形成に関するルールの担保

都市景観形成推進地区（景観計画）や景観形成協定、地区計画等、地区の特性やニーズに応じた各種法制度に基づくしくみを選択し、ルールを担保します。

○公共施設の整備

地域の状況や景観まちづくりの方向性に応じて、景観重要公共施設の指定を検討します。

(取り組み)

- ・都市景観形成推進地区の指定

重点的な地区の景観形成の推進に向けた連携体制

○地域活動支援・コミュニティ所管部署との連携

地域活動支援・コミュニティ所管部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

○市街地整備・基盤整備所管部署、産業振興所管部署との連携

市街地整備・基盤整備所管部署、産業振興所管部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

○住宅企画担当部署との連携

住宅企画担当部署と情報を交換・共有するとともに、市からの働きかけや地区における取り組みの支援等において連携した取り組みを行います。

○市民活動団体・地域活動団体との連携

地区ごとの景観まちづくりの推進に向け、関連する市民活動団体や地域活動団体等との連携により取り組みを行います。



2. 普遍的取り組み

景観形成に関わる普遍的な取り組みとして、以下の施策を進めていきます。また、電子申請システムの活用や web 会議等の技術を活用して、各施策における対象ニーズに対する利便性の向上や、効率化を図ります。

(1) PR・啓発

○景観形成に関する情報提供や各種計画のPR

広報誌やホームページ等を用いて、景観に関する情報提供や各種計画のPRを行います。

(主な施策・事業)

- ・都市景観形成マスタープラン計画編・推進編の普及
- ・広報とよなかでの特集記事、定期的情報提供
- ・ホームページでの普遍的情報提供 等

○啓発事業の実施

市民・事業者の景観に関する意識向上、景観に関する情報提供等を目的に啓発事業を実施します。

(主な施策・事業)

- ・出前講座の実施
- ・景観セミナーの実施
- ・都市デザイン賞の実施
- ・都市景観デザイン相談の開催 等

(2) 事業・計画

○市街地の景観の質の向上をめざした建築物等の規制誘導

景観に与える影響の大きな一定規模以上の建築物等や開発行為、屋外広告物については、啓発はもとより、法・条例に基づく規制誘導を行うほか、必要に応じて都市デザインアドバイザーによる助言を行います。

(主な施策・事業)

- ・景観配慮指針に基づく助言・指導
- ・景観計画による大規模建築物等の規制誘導
- ・豊中市屋外広告物条例による屋外広告物の規制誘導
- ・都市デザインアドバイザーによる助言
- ・環境配慮指針に基づく助言・指導 等

○景観資源の保全

地域の景観を構成する重要な要素となっている景観資源については、所有者等の意向を確認しながら、景観重要建造物・景観重要樹木、都市景観形成建築物等の指定、文化財関連や都市緑地法等の制度を、必要な検証や見直しを行いながら有効に活用し、保全に努めます。

(主な施策・事業)

- ・景観法に基づく制度の活用（景観重要建造物、景観重要樹木）
- ・豊中市都市景観条例に基づく制度の活用（都市景観形成建築物等）
- ・文化財関連制度の活用（指定文化財、登録文化財）
- ・環境の保全等の推進に関する条例に基づく制度の活用（保護樹木・保護樹林）
- ・都市計画緑地の指定 等

○良好な景観を創出する公共施設の整備と維持・管理

公園や公共建築物等の公共施設の整備にあたっては、地域の特性に応じた豊中らしい良好な景観の創出に資するものとして整備し、また維持・管理します。

(主な施策・事業)

- ・地域の景観形成を先導する公共建築物の整備
- ・ワークショップを用いた公共建築物の整備の検討

○一定エリアにおける良好な景観を形成する事業

福祉のまちづくりに関連する事業や住環境整備事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の市街地整備に関わる事業の推進にあたっては、地域の特性に応じた豊中らしい良好な景観の創出に資するよう努めます。

また、良好な景観の形成を担保するため、都市景観形成推進地区（景観計画）や美化推進重点地区の指定等、一定のエリアを対象とした景観まちづくりを進めます。

(主な施策・事業)

- ・庄内・豊南町地区の密集市街地整備事業
- ・都市景観形成推進地区（景観計画）
- ・美化推進重点地区
- ・屋外広告物禁止地域の指定 等

○市民との協働による景観の改善や維持・向上

清掃や美化等に地域の市民と協働で取り組めるよう各種制度の活用を進めます。

(主な施策・事業)

- ・市のアダプト制度や府のアドプト・ロード（リバー）・プログラムの活用
- ・花いっぱい運動の支援
- ・生垣助成による接道緑化の支援
- ・地域のみどり愛護活動の展開
- ・公園・緑道における自主管理協定制度の活用
- ・美化推進重点地区協力員制度（まち美化名人）の活用
- ・まち美化活動協定制度の活用
- ・簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）の活用

(3) 推進体制

○景観担当部署としての取り組み

重点施策の実施にあたっては、市からの働きかけ先についての人材の情報を収集しつつ、景観担当部署の職員が積極的にそうした人材とのコミュニケーションを図るとともに、関連部署との連携のもと、効果的な景観施策の展開・実施に努めます。

○総合的な推進に向けた関連部署との連携

総合的な都市景観形成の推進に向けて、都市計画・まちづくり・市街地整備・都市基盤整備・営繕・環境・地域活動支援・コミュニティ・産業振興・都市ブランド・広報等、関連する部署との情報交換や連携による取り組みを進めます。

○国・府・近隣自治体との連携

国や府が行う公共施設の整備に対しては、本市で定める景観形成基準への適合を働きかけるほか、景観協議会の設立や景観重要公共施設の指定等を検討します。

府や近隣自治体との情報交流を積極的に行う等連携を強化し、景観まちづくりに関わる施策の向上に役立てるほか、市域境界付近における公共施設等の整備にあたって景観上の調整を図ります。

○専門家団体との連携

専門家団体や NPO 等を景観整備機構に指定し、協働で景観に関する啓発事業や景観資源の維持・管理等に取り組みます。

啓発事業等においては、大阪府建築士事務所協会や大阪府建築士会等の専門家団体との連携を進めます。

○市民活動団体との連携

とよなか市民環境会議アジェンダ 21、豊中緑化リーダー会をはじめ、景観まちづくりに関わる市民活動団体との連携や協働の取り組みを図ります。

3 達成目標とPDCA

(1) 進捗状況及び実施効果を把握する指標

各種施策の進捗状況を把握するためのアウトプット指標を設定します。また、アウトプット指標による施策評価とあわせて、景観まちづくりの効果を把握するため、アウトカム指標を設定し、評価における参考とします。

〈アウトプット指標〉

重点的取り組みの進捗状況を端的に把握する指標を以下とします。

重点的取り組み	アウトプット指標		
	内容	現状 (令和5年度)	目標 (令和15年度)
(1) 景観まちづくりの意識向上	景観イベントの参加人数	105人 (令和4年度)	130人/実施年
	イベント等によりみんなが見つけた景観スポット数	189件 (令和3年度)	200件/実施年
(2) 景観スタイリストの活躍推進	ステップアッププログラムの修了者数	38人 ※令和5年度推定値	延べ500人
(3) 重点的な地区の景観形成の推進	既存の景観形成協定、都市景観形成推進地区における意識調査の実施地区数	0地区	延べ9地区
	重点的な地区の指定(ルールの担保数)	9地区	延べ10地区

〈アウトカム指標〉

市民意識調査により定期的に同じ質問に対する回答を調査し、経年的な変化を把握します。

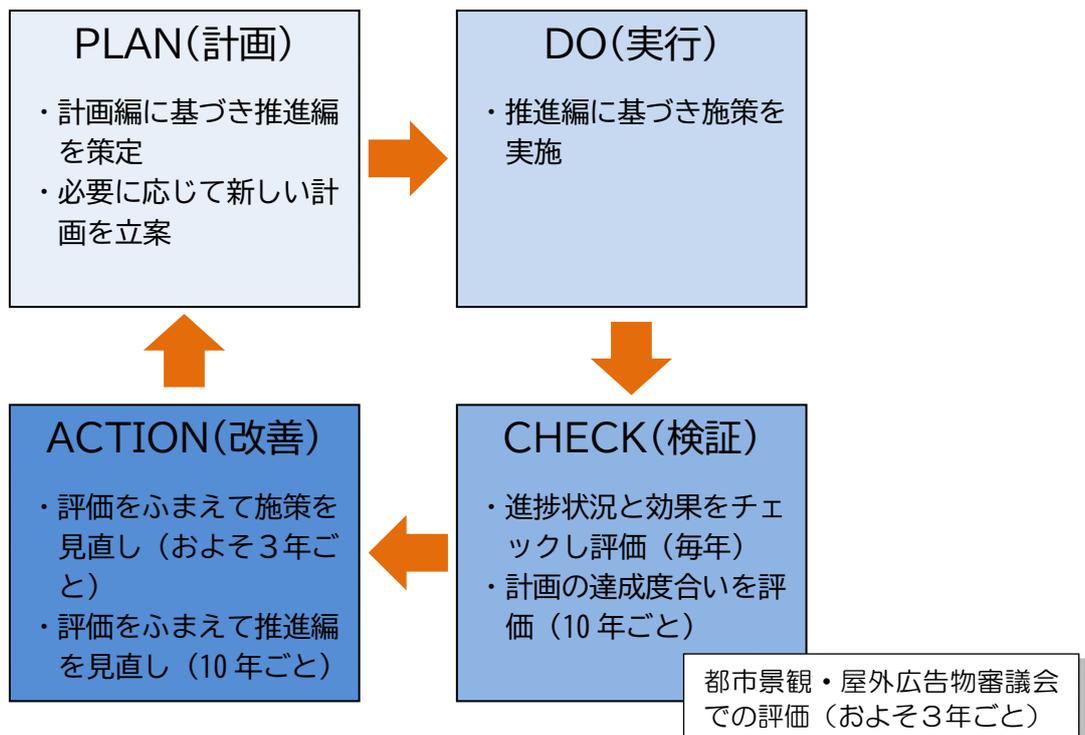
また、市民の実感把握としては、景観に関するさまざまな催し等の機会を通じて、市民目線から景観に関する意識の醸成度合いや景観スタイリストとしての活動への関心度等を把握していきます。

調査方法	アウトカム指標		
	内容	現状	目標 (令和15年度)
豊中市市民意識調査	<p>豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じる割合</p> <p>※市内に居住する18歳以上の市民を対象に、2年に1度実施している豊中市市民意識調査において「今の豊中市の景観や風景・まちなみなどに愛着や誇りを感じていますか」という質問に対し「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合</p>	<p>74.5%</p> <p>※令和3年度</p>	80%
景観に関する催し等における参加者の意識調査	<p>景観スポットの関心度</p> <p>※景観に関する催し等において、参加者へのアンケートを実施し「景観スポット（とよなか百景、都市デザイン賞・まちなみ市民賞など）に関心がありますか」という質問に対し「関心がある」「どちらかといえば関心がある」と回答した割合</p>	—	80%
	<p>景観まちづくりに関する関心度</p> <p>※景観に関する催し等において、参加者へのアンケートを実施し「催しをとおして、あなたのまちの景観を良くするために身近にできることをやってみようと思いましたが」という質問に対し「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合</p>	—	80%
	<p>豊中市の景観が良くなったと感じる割合</p> <p>※景観に関する催し等において、参加者へのアンケートを実施し「豊中市の景観が良くなったと感じますか」という質問に対し「感じる」「どちらかといえば感じる」と回答した割合</p>	—	80%

(2) 評価のしくみ (PDCA)

およそ3年ごとに各種施策や達成目標の進捗状況を評価するとともに、施策効果等を勘案し、必要に応じて施策の見直しを行います。評価は都市景観・屋外広告物審議会において客観的・専門的観点から行うものとします。

また、10年後の目標年次時点では計画の達成度合いの評価を行い、必要に応じて推進編の見直しを行うものとします。



[豊中市都市景観・屋外広告物審議会による評価]

1年目	2年目	3年目	4年目 ^{※1}	5年目	6年目	7年目 ^{※2}	8年目	9年目	10年目 ^{※3}
令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
報告	評価	報告	評価	報告	総括評価				

※1 4年目の都市景観・屋外広告物審議会で、令和6年度～令和8年度の3年間の取り組みについて評価を行い、その結果をふまえ必要に応じて施策を見直します。

※2 7年目の都市景観・屋外広告物審議会で、令和9年度～令和11年度の3年間の取り組みについて評価を行うとともに、3年後の計画期間の終了を見据え、社会情勢を整理し、目標の更新や計画の見直しの方向性について検討します。

※3 10年目の都市景観・屋外広告物審議会で、計画の達成度合いの評価を行います。

1 「好感」から「共感」へ。とよなかの景観まちづくり

「とよなかの景観まちづくり」は豊中で暮らす人、お店や工場を営む人、建物を設計したり工事をする事業者、NPO等で活動する人である“みなさん”と、市役所で公共施設を整備したり、景観やまちづくりの担当者等“市”が、みんなで力を合わせていく必要があります。

また、“みなさん”と“市”が力を合わせるため、市の大切な役割として、景観まちづくりに取り組むための意識醸成へのサポートや、助言を行っていくことが最も重要です。

前の章では特に“市”が主体的に取り組む施策を記載し、この章では、“みなさん”が景観まちづくりに対する意識を醸成していくために大切な考え方を解説しています。

身近な場所から“いいね！”と感じる景観（＝「好感」）を見つけ、楽しむことができると、まちへの興味や愛着も高まります。さらにひとりの好感がみんなの好感（＝「共感」）になり、理解し合えるなかまと取り組みの輪を広げていけば、まもり、つくり、そだて、いかしていく「とよなかの景観まちづくり」につながります。

「とよなかの景観まちづくり」に向けて、ひとりひとりが少しずつ、できることから取り組んでいきましょう。そして、あなたも「とよなかの景観まちづくり」を実践していく景観スタイリストのひとりになりませんか？

とよなかの景観まちづくりの進め方

01

「好感」を見つけよう

身近な場所から“いいね！”と感じる景観「好感」を見つけませんか？そうすれば新たな楽しみ事が増えますよ！

ここでは、好感度の見つけ方や、楽しみ方の例を紹介しています。
24～25 ページ

02

「好感」を「共感」へ

「好感」は、ひとりでも増やすことができますよ。そしてあなたの「好感」がみんなの「共感」に高まれば、まちはもっと素敵になりますね。

ここでは、ひとりでも簡単にできる「好感」の増やし方をご紹介します。
26 ページ

03

「共感」を楽しもう

なかまで「共感」を楽しもう！

ここでは、なかまづくりや、なかまで「共感」を楽しむための取り組み例をご紹介します。

27～28 ページ

04

「共感」の輪を広げていこう

なかまと一緒なら、まち全体に「共感」の輪を広げることができますよ！ここでは、なかまと一緒に“いいね！”にあふれた景観まちづくりにつないでいくための取り組みのヒントをご紹介します。

29 ページ

好感の持てる豊中をめざして

豊中にも歴史的な“いわれ”のある場所やなつかしさを感じる場所があります。雑誌で紹介されているお店やおしゃれなデートスポットもあり、あなたの自慢の場所になっていたりしませんか。改めてまちを見てみると、なにげないまちのなかにも、あなたが人に自慢できるような好感の持てる場所があるはずです。

好感の持てる場所をみんながたくさん知っているまち。みんなが自分のまちは素敵だと感じながら暮らすまち。その気持ちをみんなが誇れるものとしてお互いに共有できれば、まちを訪れた人にもきっと伝わります。住んでいる人が満足できるまち、訪れる人があこがれるまち。そんな豊中をめざしませんか。



キャンドルが生み出す幻想的な空間



地域に潤いをもたらすアプローチ空間
(豊中まちなみ市民賞受賞作品)



花で彩られた散歩道
(豊中まちなみ市民賞受賞作品)

好感の持てるまちと景観のカンケイ

かつて、人は自然との関わりを大切にしながら暮らしていました。そんな暮らしの中では、特別に意識しなくても地域らしい景観が生み出されていました。しかし、自然や地域との関わり方が変化した現在は、普通の暮らしが地域らしい景観を台無しにしてしまっていることもあります。

自然や地域との関わりを意識しながら暮らしていくことが、地域らしい景観をつくることにもつながります。好感の持てる場所を好感の持てる景観にしていく、そのためには私たちが自然や地域との関わり方を考えていくことが大切です。



竹林をまもりそだてる活動
(千里竹の会)



自然を感じながらゆったりと
過ごす川沿いの散歩道



緑化リーダー会による
花いっぱいのもちづくり



地域の企業による道路の清掃活動
(大阪信用金庫 豊中支店)

3

とよなかの景観まちづくりの進め方

とよなかの景観まちづくりは、ひとりひとりが身近な「好感」を見つけ、それをみんなの「共感」に変え、楽しみ広げていくことで進めていきます。

01 「好感」を見つけよう

02 「好感」を「共感」へ

03 「共感」を楽しもう

04 「共感」の輪を広げていこう

～いいものを見つけよう～

あなたの身近な場所から、“いいね！”と感じる景観（＝「好感」）を見つけることから始めてみませんか。

あなたなりのやり方で楽しむのがいいですね。

●自然の地形からを見つける

身近なところにも「坂」や「川」、「丘」があります。刀根山や宮山等、市街地の中に「山」もあります。自宅の周りで地形を感じながら歩いてみましょう。微妙な高低差に気づいたり、思いがけず見晴らしの良い場所を見つけたり…。新たな「好感」に出会えるかもしれません。



微妙な坂道を感じる



川は身近にある自然



高低差のある水辺の住宅地

●土地の記憶からを見つける

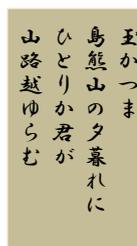
自分のまちの地名の由来を調べてみませんか。先人の風土への思いや、地域のなりたちを読み取れるかも…。地名をひもといて、まちの歴史からも景観を楽しむことができます。

●より深く楽しむために ～背景を知る～

景観を見たときに心の中に思い起こされるものは、見る人の知識や体験によっても異なります。知識や体験を豊かにし、背景にあるものを知ることで景観をより深く楽しむことができます。景観のなりたちや背景を読み取れば、好感の持てる景観の良さや、いまひとつと思っている景観の理由がよりはっきりとわかってくるのではないのでしょうか。

〈万葉集にもうたわれている島熊山〉

万葉集には島熊山をうたった歌があります。島熊山の夕陽の風景は、この歌を知っているとより感慨深く味わうことができます。



島熊山から見た景色

●自分のまちを楽しもう

家からの眺めや、通勤通学やお買いものの道すがら、まずはあなたが暮らすまちをじっくり見てみましょう。自分のまちを楽しむためにまち歩きに出かけてみませんか。

まち歩きでこんなところに着目してみるのもおもしろいかも！

- どのお宅の玄関先がおしゃれかな？
- 建物の形や色、材料はどんなのがあるかな？
- 親しみや温かみのあるしつらはどんなのかな？

まち歩き準備
チェックリスト

- 地図
- カメラ（見つけたものを撮影します）
- メモ帳（気づいたことはメモしましょう）
- 水筒
- 歩きやすい靴

●「好感の種」を見つけよう

なにげない風景の中に、いつもは気づかない「好感の種(候補)」をきっと見つけることができますよ。たまには「好感の種」を見つけに隣町に行ってみるのもいいかもしれません。隣町のいいところ、あなたが住むまちのいいところ、いろんな姿が見えてくるかも…。

木陰のある道、眺めの良い場所、すてきなお店等、身近なまちであなたが「いいね！」と思ったところを改めて見てみましょう。どんなところが目にとまりましたか。どこが良いのか、考えてみましょう。「これは良くない」と思ったところと見比べてみるのもいいかもしれません。

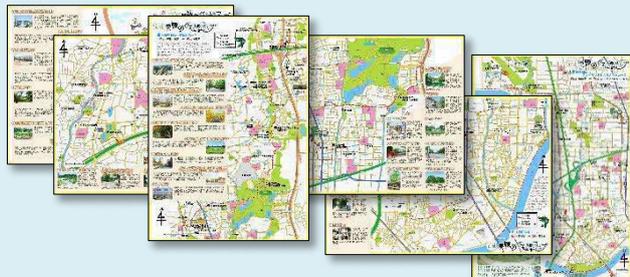
豊中市の事例紹介

- ・ 景観まちづくりへの意識の向上（景観スポットの発信）（関連ページ P. 7）

市では、市内の魅力的な景観を紹介する『とよなか百景』を発行し、さらに冊子に掲載されている代表的なスポットを巡るまち歩きマップ『景観めぐるんマップ』をホームページで公開しています。『とよなか百景』を通して、身近にある魅力的な景観を再発見してください♪



とよなか百景
まもり・つくり・そだて・いかす景観 2017



景観めぐるんマップ全6コース
Aコース～Fコース

※とよなか百景に選定されているスポットの位置は市ホームページの地図情報で確認できます。

01

「好感」を見つけよう

02

「好感」を「共感」へ

03

「共感」を楽しもう

04

「共感」の輪を広げていこう

～いいものを共有しよう～

好感の持てる景観を増やしていくために、ひとりでもできることがたくさんあります。簡単にできることから取り組んでみてはいかがでしょうか。そして、あなたの「好感」がみんなも“いいね！”と思う「好感」になれば、それは「共感」として高まり合って、まちはもっと素敵になりますね。

●身近にできることをやってみよう

どんなところが良いのかわかったら、今度は身近なところを良くするために工夫してみましょう。小さなことでもかまいません。

あなたの お家

- あなたのお家も通りから見られていることを忘れていませんか？
- 玄関先はおしゃれかな？窓辺がさびしくないですか？
- もっとあなたらしいお家にするためにはどうしたらいいでしょう？
- ご近所さんに「うちもやってみようかな？」なんて言われたら、うれしいですね。

あなたの お店

- あなたのお店はどんなふうに見えていますか？おもてなしの気持ちが表れていますか？
- 看板はいいデザインですか？量は多すぎませんか？看板を付けている場所はどうですか？
- もっとおしゃれにするためにはどうしたらいいでしょう？
- しゃれた店構えだと、雑誌の取材が増えるかも…。そうしたら、さらに“いいね！”と思うお客様が！

あなたの 事業所・ 工場

- 自慢できる事業所になっていますか？ お客様や取引先を気持ちよくお迎えできていますか？
- よけいなものが通りから見えていませんか？ サインはどうですか？
- もっとよくするにはどうしたらいいでしょう？
- 「こんなすてきな会社で働いてみたいな」なんて言われると仕事の活力にもつながりますよ。



すっきりきれいなアプローチで
道行く人にも心地良さを演出しましょう



家の周りに花を咲かせましょう

01 「好感」を見つけよう

02 「好感」を「共感」へ

03 「共感」を楽しもう

04 「共感」の輪を広げていこう

～なかまを見つけよう～

ひとりでできることもたくさんありますが、共感を楽しめば、自然となかまも集まります。共感を楽しむことは、なかまづくりの第一歩！そして、なかまと一緒にやれば、さらに楽しみや取り組みの幅を広げることができます。そんな取り組み方の例をご紹介します。

なかまを見つける

- ・市役所等が開催する景観まちづくりのセミナーや、まち歩き等のイベントに参加してみましよう。気の合うなかまが見つかるかもしれません。
- ・市内で活動されている市民の団体の中には、市役所の取り組みに参加したことがきっかけで活動が始まったという例もたくさんあります。

みんなでまち歩きをする

- ・何人かのなかまと一緒に、まち探検やタウンウォッチングをやってみましよう。自分とは違う視点でまちを見る人もいたりして、ひとりの時とはまた違った楽しみ方ができます。

みんなでまちを楽しむ

- ・みんなの関心のあるテーマでまち歩きをするとさらに楽しめます。食べ歩きでも、歴史探訪でも、写真撮影でも。まちを楽しむことは景観を楽しむことにもつながります。



地域の歴史をひもときながらのまち歩き

おとなりさんと一緒に通りを飾る

- ・玄関先や窓辺、敷際に花やみどりを飾ったり、夜にイルミネーションを飾ったり。自宅の前の通りを素敵にする取り組みも、おとなりさんと一緒にやれば効果は倍増します。



通りに沿ってみんなで緑化しています
(東豊中町の緑地協定)

自慢の庭を公開する

- ・ガーデニング好きのなかまと一緒に、自宅の庭を開放して自由に見てもらおうオープンガーデンという取り組みもあります。うまくPRすれば思いもよらない遠いところから見に来てくれる人もいて、訪れてくれた人との会話も楽しいものです。

埋もれた
いいものに
光を当てる

・みんなで見つけたいいものを多くの人に知らせましょう。互いに情報交換すればあなたの好感の持てる景観もどんどん増えること間違いなし。マップや冊子をつくったり、キャンドルイベントに取り組んでいるグループもあります。いろんな情報を交換してまちを楽しみましょう。

誰でも参加できるイベント
を企画する

・あなたとなかまの楽しみをもっと広げましょう。誰でも参加できる楽しいイベントを企画すれば、たくさんの人が来てくれるかもしれません。おすすめのまちを体験するおもしろいプログラム（例えば歴史的施設を使って、音楽会や手芸ワークショップを開催する等）を企画してみましょ。まちへの思いに共感してくれる人を一気に増やすことができるチャンスです。

市と一緒に
取り組む

・市と協定を結んで道路や川を清掃したり（例えばアダプト制度を活用する等）、市と協力して違法広告の撤去をしているグループもあります。美しいまちづくり、あなたも始めてみませんか。



アダプト制度を活用した美しいまちづくり
(新千里西町)

豊中市の事例紹介

・景観まちづくりへの意識の向上（参加型イベントの実施）（関連ページ P. 7）
市では、みなさんが「いいね！」と感じる景観（＝「好感」）を収集し、それを公表して多くの人にも知っていただき、みんなの「好感」に広めていくイベントを実施しています。イベントに参加して、身近に見つけた「好感」を発信してみませんか♪



「都市デザイン賞・まちなみ市民賞」令和3年度募集チラシ 「Instagram景観フォトコンテスト」
令和5年度募集チラシ

※イベントの内容は年度ごとに異なりますので、市ホームページをご確認ください。

- 01 「好感」を見つけよう
- 02 「好感」を「共感」へ
- 03 「共感」を楽しもう
- 04 「共感」の輪を広げていこう

～なかまの輪を広げよう～

なかまといっしょに、まち全体に「共感」の輪を広げていきませんか。「共感」にあふれるまちにしようとする気持ちがなかまを集め、なかまとともにまち全体に取り組みを広げれば「景観まちづくり」につながりますね。

●あなたの思いを地域の思いに

あなたやなかまの思いを広げ、まち全体の取り組みにしていくとより効果的です。少しずつ活動を広げ、なかまを増やしながらか、みんなの「好感」をつくっていきましょう。

あなたやなかまの熱い思いが地域みんなの「共感」となり、地域の思いになったとき、景観まちづくりがはじまります。

●みんなが好感・共感が持てるのはどんなまち？

あなたの地域では、みんながどんなふうに暮らしていきたいと考えているのでしょうか？地域でももってきたい「好感」はありますか？また、地域で困っていることはありませんか？

みんながめざしたいのはどんなまちなのか、それぞれの思いを出し合い、対話を重ねてみんなが好感・共感の持てるまちの将来像を共有しましょう。

●どうしたら実現できるかな？

みんながめざしたいまちの将来像を共有できたら、実現していくための方法を考えましょう。

まちなみについてのルールをつくることも一つの方法です。地域で合意したルールは景観形成協定や都市景観形成推進地区のほか、地区計画等のしくみを使って、みんなのルールにすれば好感・共感の持てるまちへの道筋のできあがりです。

豊中市の事例紹介

・景観スタイリストの活躍推進（関連ページ P. 9）

市では、身近な景観を楽しんだり、共感に変える人材を育成するプログラムを実施しています。プログラムに参加して、身近な景観を知り、考え、本市の魅力を発見、再認識してみませんか♪



スポットの説明を聞きながら
まちあるきをする様子

※プログラムの内容は年度ごとに異なりますので、市ホームページをご確認ください。

・重点的な地区の景観形成の推進（関連ページ P. 12）

まちなみについてのルールづくりなど景観まちづくりに係る活動を支援しています。P. 47以降の「景観まちづくりに役立つ情報」をご参照ください。

4 地区で取り組む「とよなかの景観まちづくり」モデル例

地区で取り組む「とよなかの景観まちづくり」は、地区の特性や課題に応じてさまざまな展開が考えられます。ここでは、地区で景観まちづくりに取り組んでいく時の進め方のモデル例を示しています。**（地域の特性や課題に応じ、景観形成に関するさまざまな手法を活用しながら、住民合意のもと、まもるべきまちのルールを定めている地区は資料編 61～63 ページに掲載していますので、ご参照ください。）**

モデル例 1

あこがれの住宅地をめざして ～良好な住環境をまもる～

こんなまちです

- 計画的に開発されたみどり豊かでゆったりとした閑静な戸建て住宅地です。



こんなことが問題になっていました

- 相続等ともなると敷地が分割され、敷地内のみどりも少なくなり、まちなみにゆとりがなくなってきました。あるとき、外観に派手な色彩を使った建物が建てられてしまいました。
- 今後は住民の高齢化が進んだり、空き家も増えてくるのではないかと心配でした。

こんな取り組みを始めました！

- 若い世代の呼び込みにも配慮しながら、敷地の使い方や建物についてのルールをつくることにし、専門家の派遣等、市の支援も受けながら勉強会を始めました。
- 市とも相談しながら、ルールは地区計画として定めてもらうことにしました。そして、地区計画をめざして具体的なルールの内容を議論し、みんなで合意することができました。いまでは閑静な住宅地としてのブランドも高まってきました。

モデル例 2

継続的な住環境の保全をめざして ～良好な住環境をまもる～

こんなまちです

- 計画的に開発された閑静な戸建て住宅地で、分譲当初から建築協定が定められています。

こんなことが問題になっていました

- 住民が委員会をつくって建築協定を運営し、分譲当初の住環境をまもってきました。
- 最近住民の高齢化が進み、建築協定を運用するための委員会の役員のなり手が少なくなって活動も難しくなっていました。

こんな取り組みを始めました！

- ・市からのアドバイスもあり、建築協定で定めているルールを地区計画として定めることをめざすことにし、勉強会を始めました。
- ・専門家の派遣等、市の支援も受けながら、地区計画の内容について議論し、ルールを合意することができました。

取り組みのステップアップ！

- ・地区計画をめざす取り組みを進めたことで、住民のまちづくりに対する意識も高まりました。地区計画では建物の用途や大きさ等にルールを定めましたが、建物の色彩や形態等のデザインについてもルール化を望む声が高まってきました。
- ・そこで、建物のデザイン等に関するルールについても議論し、合意した内容を都市景観形成推進地区として定めてもらうよう、市に申し出をしました。
- ・ルールを定めることで、建替えにおいても周辺に配慮した質の高いデザインが採り入れられ、落ち着いた感のある住宅地のまちなみが保たれました。

モデル例3

地域の誇りを再生する ～歴史資源をいかした地域らしい環境づくり～

こんなまちです

- ・昔からの集落の面影を残しているまちです。

こんなことが問題になっていました

- ・建物の建替えが進み、みんなの記憶にある懐かしい地域の風景がなくなりつつありました。
- ・古くからの住民と、新たに住むことになった住民との間のコミュニケーションが不足し、祭り等の伝統行事も地域全体で取り組むことができなくなってきていました。



こんな取り組みを始めました！

- ・新旧住民の交流のきっかけもかねて「まち歩き」のイベント等を行い、まちで見つけたいいところをマップにしたりしながら、わがまち意識をそだてていくことにしました。
- ・地域の風情を大切にするため、建物の形状や色彩等デザインのルールづくりに取り組み、景観形成協定を締結しました。

取り組みのステップアップ！

- ・地域の祭りを新しい住民も参加できるように開放的な運営にし、また協定の学習会等を開催する中で、これまではあまりみられなかった新旧住民の交流もしだいに活発になっていきました。

こんなまちです

- ・駅前で店舗や事務所等が立地している商店街です。

こんなことが問題になっていました

- ・かつてはにぎわった商店街ですが、地元のお店で買い物をする人も少なくなり、空き店舗等も見られるようになっていました。
- ・多くの人を訪れる地域の顔・玄関口にも関わらず、屋外広告物が乱立し、まちなみにも統一感が無いことが課題になっていました。

こんな取り組みを始めました！

- ・商店街を活性化していくため、まずは商店街と市が一緒になって活性化に向けた将来ビジョンを議論しました。
- ・そして、ビジョンに基づいてみんなで取り組みを始めました。100円商店街やバル等いろんなアイデアが出され、できることから実現化していきましました。
- ・にぎわいが少しずつ戻ってきたことから、今度は商店街らしいまちなみをつくらうということになりました。そこで、快適な通りのデザインや屋外広告物等のまちなみ形成に関するルールをつくることにしました。
- ・市とも協力して、商店街がめざすまちなみに応じた道路や街灯等のデザインも検討していくことになりました。



取り組みのステップアップ！

- ・商店街の活動をさらに広げていくため、周辺の自治会が取り組むイベント等に商店街としても協力することにし、地域全体のまちづくりという観点から取り組みを進めていくことにしました。
- ・その結果、地域住民が空き店舗で交流スペースを運営する等、地域とのつながりもこれまで以上に強くなり、地元の買い物客も増えていきました。

こんなまちです

- 工場や住宅が建ち並んだ地区です。

こんなことが問題になっていました

- 工場の周りが雑然とし、みどりも少なくまちなみにうるおいがないことが課題になっていました。
- また、周囲に住宅が増えてきて、住民から苦情が寄せられるケースも増え、工場が操業しにくくなってきていました。
- このため、事業主や従業者からも、事業所の操業環境や就業環境の改善の声が出てきていました。



こんな取り組みを始めました！

- 工場の事業主が集まって話し合い、事業所のまわりの清掃活動をしたり、敷地内や敷際を緑化するルールをつくることにしました。
- 市と協働して工場の操業環境の改善や維持、うるおいのあるまちをめざすルールを地区計画として定めることにしました。

取り組みのステップアップ！

- これまで地域住民とはあまり交流がなかったのですが、工場でどんなものを作っているのか知ってもらおうと、工場見学会を企画したり、小学校の社会見学の受け入れ等をすることにしました。
- その結果、地域住民とのコミュニケーションも深まり、苦情等のトラブルも少なくなりました。

こんなまちです

- 駅に近く利便性の高い住宅地です。

こんなことが問題になっていました

- 駅に近いこともあって地域内の幹線道路は人通りも多く、沿道にはのぼりやポスター等が乱雑に設置されたり、違法な広告物が出される等、環境の悪化が進んでいました。

こんな取り組みを始めました！

- 違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）を活用して、自治会の有志等で広告物の撤去の取り組みを行うことにしました。
- また、アダプト制度を活用して市と協定を結び、自治会で幹線道路の清掃や緑化を行うことにしました。
- こうした活動を進めた結果、住民の意識が高まってきたので、まちなみ形成や交通に関するルールづくりに取り組んでいくことにしました。



取り組みのステップアップ！

- 地域の若い人たちにももっと活動に参加してほしいと考え、自治会の行事として、桜の季節に近くの公園で花見大会を開催したところ、子ども連れで若い世代の人も参加されました。終わったあとはみんなで楽しくおしゃべりしながら後片付けと公園の掃除をしました。
- それをきっかけに世代を超えた交流が深まり、道路の清掃にもたくさんの方が参加してくれるようになりました。いまでは掃除が終わったあとのお茶とおしゃべりを楽しみに参加する人もいます。

モデル例7

民有地のみどりを地域の憩いの場にする ～みどりの拠点づくり～

こんなまちです

- 身近に豊かな自然がありゆとりのある落ち着いた戸建住宅地です。

こんなことが問題になっていました

- 地域内には広場やまとまったみどりがありますが、個人の所有地のため地域住民が立ち入ることができないという点が残念でした。

こんな取り組みを始めました！

- 地域の環境についてみんなで話し合いをしている中で、広場を地域の住民が憩える場にしようというアイデアが出されました。
- そこで、広場や周辺の土地所有者に協力してもらい、市民緑地制度を活用して地域住民の憩いの場として活用することにしました。





資料

<目次>

10年間の取り組み・まちなみの変化	36
景観まちづくりに役立つ情報	47

10年間の取り組み・まちなみの変化

(1) 10年間の取り組み

① 景観まちづくりの共有

【豊中市都市デザイン賞・豊中まちなみ市民賞】

都市景観表彰事業として、市内の景観形成に寄与していると認められる建築物や活動を公募、有識者が選定し、市長が決定・表彰する「豊中市都市デザイン賞」及び、市民の身近な景観で「いいね！」と感じ、人にも教えたい景観スポットを公募、市民投票で選定し、発表する「豊中まちなみ市民賞」を実施しました。

第9回豊中市都市デザイン賞 令和3年度（2021年度）

○建築物等 5件



アトリオみなみおかこども園



街区名称「SENRITO」、商業施設名称「SENRITO よみうり」、住宅施設名称「シエリアタワー千里中央」



アサヒファシリティズ蛸池寮 楓



新千里南町の二世帯住宅



グランダ豊中

○活動 4件



アジサイの植樹・管理および竹林の管理、散歩道の掃除など



まち歩き案内を通して豊中の魅力発信活動



千里川および遊歩道の清掃と花壇活動



公園の清掃および花壇の花苗の植替えや育成管理

第8回豊中市都市デザイン賞 平成28年度（2016年度）

○建築物等 6件



村田マンションアーティストコート



大正製薬株式会社 関西支店



梅花中学校・梅花高等学校
(円形校舎)



前田内科



あっぷるこども園



東豊中クラスヒルズ

○活動 6件



地区計画・都市景観形成推進地区



周辺地域の水辺と
緑のネットワーク形成



千里キャンドルロード



花壇の花苗の植替えや
育成管理および周辺の清掃



市民団体による草花等の
育苗や花壇活動



天竺川の清掃と
「天竺川鯉のぼり風舞いフェア」
の実行

第2回豊中まちなみ市民賞 令和3年度（2021年度）

○受賞作品 175件

第1回豊中まちなみ市民賞 平成28年度（2016年度）

○受賞作品 160件

【豊中かいわいスケッチ】

豊中市内のさまざまな美しい景観をスケッチする市民講座を開催し、景観スポットの再発見を行うとともに、参加していただいた皆さんの作品展を庁舎市民ロビーで実施し、広く市民や事業者などに景観スポットの周知・PRを行いました。

平成24年度（2012年度）～令和4年度（2022年度）



【都市景観形成建築物等の指定】

豊中市都市景観条例第27条第1項に基づき、都市景観の形成上保存する価値があると認める物件（樹木）を、都市景観形成物件として指定しました。



都市景観形成物件（樹木）

指定番号第3号 渡場のクスノキ

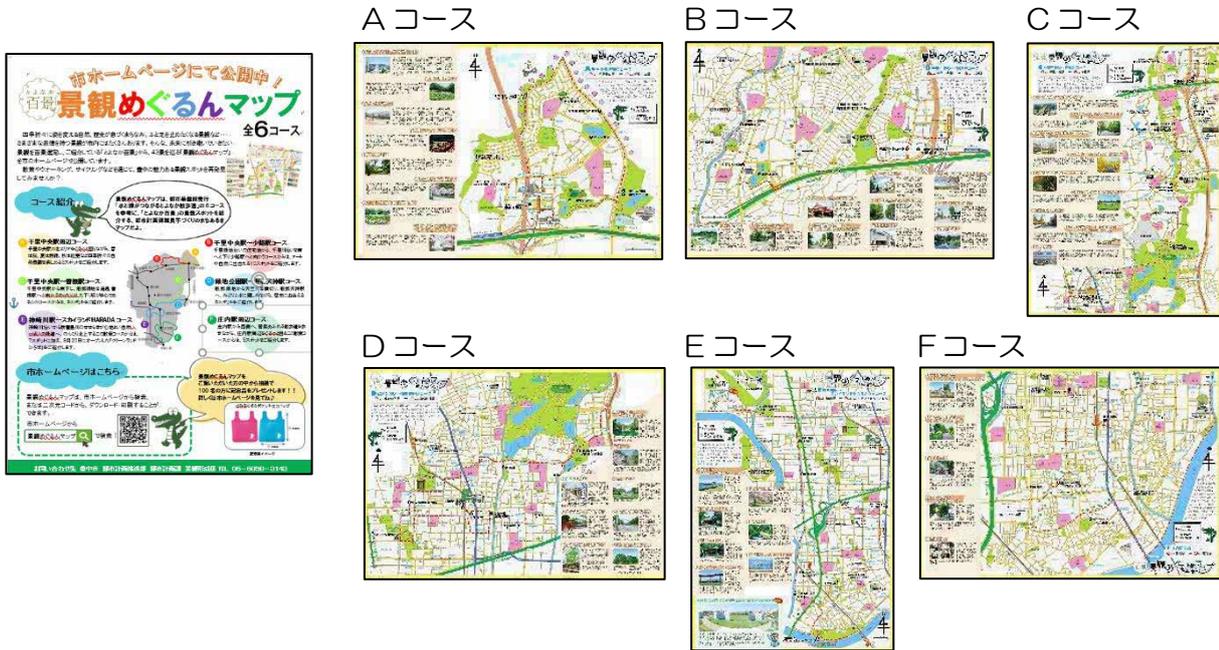
令和2年（2020年）指定

場所：豊南町東3丁目

明治末期まで神崎川の高川河口あたりで運行されていた「目いぼの渡し（小曾根の渡し）」の渡し場からほどなく近いところにあり、当時は遠方から来る舟や神崎川を渡る人々の目印となっていました。

【景観めぐらんマップ】

都市基盤部発行の「水と緑が繋がるとよなか散歩道」の6コースを参考に、「とよなか百景」の景観スポットを紹介し周知を行うことを目的に令和2年度（2020年度）に作成しました。



【とよなか百景モバイルスタンプラリー】

都市基盤部発行の「水と緑が繋がるとよなか散歩道」の3コース沿いの「とよなか百景」20景を巡り、スマートフォンでスタンプを集めるモバイルスタンプラリーを令和元年度（2019年度）に実施しました。



【とよなか百景リニューアル】

豊中市の中でも特に優れた景観スポットを集めた「とよなか百景」を平成 29 年度（2017 年度）にリニューアルしました。



【能勢街道すごろく、豊中まちあるきマップ】

小学生と能勢街道のまちあるきを行い、身近な景観に触れながら景観への意識を醸成することを目的に能勢街道すごろく、まちあるきマップを平成 26 年度（2014 年度）に作成しました。



②景観スタイリストの支援

【景観スポットまちあるき】

中学校、高等学校と連携し、専門家による案内を受けながら景観スポットのまちあるきとスケッチを行い、スケッチ作品の展示会を開催するとともに掲載した冊子を作成、配布しました。

平成 30 年度（2018 年度）～令和 5 年度（2023 年度）



まちあるき風景



スケッチ原画展



スケッチブック、まちあるきブック

【景観学習会】

小学生を対象に景観への意識を醸成することを目的に学習会を行いました。

平成 27 年度（2015 年度）～平成 31 年度（2019 年度）

<学習内容>

- まちの「色」をみつけよう
 - まちなみをつくってみよう
- など

参加児童(小学1年生～6年生)



③重点的な地区の景観形成の推進

【都市景観形成推進地区の指定】

地域の景観特性をいかしたまちづくりの重点的な取り組みに向け、豊中市都市景観条例に基づく都市景観形成推進地区を7地区指定しました。

地区指定については61ページ参照

④普遍的な取り組み

【出前講座】

平成28年度（2016年度） 永楽荘桜自治会

平成29年度（2017年度） 永楽荘桜自治会

平成30年度（2018年度） 新千里南町3丁目自治会、東豊会

令和元年度（2019年度） 新千里西町3丁目自治会



【景観セミナー】

平成28年度（2016年度）に第8回豊中市都市デザイン賞の表彰式典にあわせて、シンポジウムを開催しました。



〔内容〕

- ・ 記念講演

「夢いっぱい・魅力いっぱい豊中！」

- ・ パネルディスカッション

「楽しみながら見つけよう！」

好感・共感・素敵な景観」

(2) 10年間のまちなみの変化

【住宅のまちなみ】

都市景観形成推進地区（北緑丘1丁目地区）

当初



現在



当初



現在



【都市の顔のまちなみ、地域の顔のまちなみ】
SENRI TO

当初



現在



庄内コラボセンター（ショコラ）
当初



現在



文化芸術センター
当初



現在



【複合機能のまちなみ】

穂積菰江線

当初



現在



三国塚口線

当初



現在



庄内西町第3号線

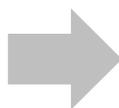
当初



現在



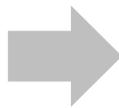
庄内北回り線
当初



現在



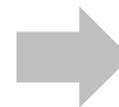
音大通り線
当初



現在



【工場倉庫のまちなみ】
クリーンランド
当初



現在



● 景観まちづくりに役立つ情報

(1) 景観まちづくりに取り組んでいる団体

①まちづくり活動団体

まちの将来像を地域ぐるみで「まちづくり構想」にまとめ、実現化に取り組んでいるまちづくり協議会や、地域のまちづくり活動を行っている団体（まちづくり研究会）があります。

※お問い合わせは都市計画課まで

団体名	活動概要
豊中駅前まちづくり推進協議会	阪急豊中駅前のまちづくりを考える住民組織として、平成5年2月に市の条例に基づく協議会の認定を受け、平成7年6月には、「まちづくり構想」を市長に提案し、交通混雑の解消と安全な歩行者空間の確保を目標に活動を行っています。 http://toyonaka-machikyo.com
おかまち・まちづくり協議会	平成9年7月、「まちづくり構想」を市長に提案。商店街を中心とした、だれにでもやさしく歩きやすい通りづくりの検討をはじめ、能勢街道、手塚治虫さんといった歴史や文化の地域資源をいかしたまちづくりを行っています。令和元年には商店街でいち早くキャッシュレス決済の導入や、コロナ禍においてもオンラインイベントの開催など、商業やまちの活性化に取り組んでいます。
まちづくり協議会 そね21の会	平成18年7月、「まちづくり構想」を市長に提案。阪急曽根駅西側を活動範囲として「おもしろまちづくり」をキャッチコピーに、「駅前・商業」「道路交通」「住環境」「生活文化」「地域コミュニティ」の5つのテーマを柱に活動を展開しています。 平成24年から協議会としての活動は休止しています。
豊中ロマンチック街道21世紀の会・商店会	平成元年に発足した「豊中ロマンチック街道21世紀の会」を母体として、平成12年に北摂（豊中）を代表する街としてロマンチック街道まちづくり憲章の精神のもと、時代にマッチした最先端を行く商店会をめざし、ロマンチック街道商店会を結成、当商店会を中心に活動しています。
曽根まちづくり研究会	阪急宝塚線の高架化にあわせて、暖かく、楽しめるまちにしようと、曽根駅東側の商業者がまちづくりの勉強会を始め、平成2年に「SS（曽根・商業）プロジェクト」を結成しました。 「光のまちづくり」をテーマにした駅前イルミネーションや、曽根駅前地域の活性化や将来についてのアンケート調査、駅前広場や高架下利用について検討をする中で、住民にも参加を呼びかけ、平成5年には「曽根まちづくり研究会」に改めました。現在、夢の樹ひろばでのクリスマスイベントやサマーフェスティバル等のイベントを行っています。
永楽荘桜自治会	桜並木に彩られた低層戸建住宅地の住環境保全と次世代への継承を目的とした活動を始められ、平成8年に景観形成協定を締結されました。また、平成27年には協定が有効期限を迎えることを契機として、新たなルールの導入の検討を進め、住民発意の「地区計画」と「都市景観形成推進地区（景観計画）」を策定しました。令和4年には独自に運用してきたルールである「景観形成ガイドライン」を条例に基づくルールとして登録するため、地区まちづくり団体にも登録しています。住民が主体となって、様々な支援制度を積極的に活用しながら、地域の安心・安全に継続して取り組まれています。

（令和5年9月末時点）

また、住環境の整備と災害に強いまちづくりに向けた活動を行っている再開発協議会・まちづくり協議会があります。

※お問い合わせは都市整備課まで

団体名	活動概要
庄内南部地区再開発協議会 庄内北部地区再開発協議会 庄内西部地区再開発協議会 庄内東部地区再開発協議会 豊南町地区まちづくり協議会	「豊中市庄内・豊南町地区住環境整備計画」の実現に向け、住環境の整備と災害に強いまちづくりに取り組む住民組織として設立されました。 現在では、住民の防災意識の向上、市で実施する事業等の周知・意見交換を行っています。

(令和5年9月末時点)

②違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）

豊中市は、違法な簡易広告物の除却を地域団体等に委任しています。平成16年（2004年）2月13日に制度の発足式を行い、「とよなか美はり番」の愛称で活動を開始しました。地域のみなさんによる地域に密着した活動をとおして、違法な屋外広告物を許さない地域環境づくりを進めています。

※お問い合わせは美化推進課まで

団体名	活動場所
新千里南町3丁目住宅自治会	新千里南町3丁目住宅地域及び隣接道路
上野丘自治会	自治会区域内の主要道路
野畑地区連合自治会	野畑小学校区内の主要道路
新千里北町美はり番グループ	新千里北町及び樫ノ木公園周辺道路
大阪府宅地建物取引業協会北摂支部	私鉄各駅周辺区域
(公社)全日本不動産協会北大阪支部	私鉄各駅周辺区域
夕日丘二丁目自治会	自治会区域内の周辺道路

(令和5年9月末時点)

③まち美化活動協定団体

地域で美化活動を行うことについて協定を締結し、市の認定を受けた活動団体の支援を行っています。

※お問い合わせは美化推進課まで

団体名	協定内容
服部西四町会	不法投棄監視、防犯・防災活動
利倉西自治会連合会	ポイ捨て防止、広告物監視、防犯・美化活動
三和自治会	不法投棄、ポイ捨て防止、防犯活動
城山町2丁目自治会	清掃活動
栗ヶ丘自治会	清掃活動、防犯活動
夕日丘1丁目自治会	清掃活動、防犯活動
新千里東町地域自治協議会	清掃活動、防犯活動

(令和5年9月末時点)

④アダプト活動、アドプト・ロードおよびアドプト・リバー

豊中市では、平成13年度(2001年度)に導入し、令和5年(2023年)9月末現在、46団体が活動されています。

清掃などの内容について、地域団体と市の間で覚書を交わし、団体は定期的な清掃・美化活動、市は清掃後のごみ回収など、双方が取り決めに沿って活動します。このほか市では、活動団体名を表示したサインボードを設置したり、活動に必要な清掃用具の貸出しも行っています。

※お問い合わせは美化推進課まで

アダプト活動

団体名	活動場所
曾根東町2丁目自治会	曾根東町2丁目内の公園、道路等
そね坂通り商店会	曾根商店街及び阪急高架下フラワーポット
岡町桜塚商業団体連合会	岡町・桜塚商店街通、原田神社・桜塚公園周辺
新田小学校PTA新和会	新田小学校校区内
新千里東町地域自治協議会環境委員会	東丘小学校校区内
上野丘自治会	自治会区域内の主要道路
米田産業株式会社	事業所(原田中2丁目)周辺及び勝部1・2丁目
西丘男ボラの会	市道新千里5号線、千里西町公園ほか
北緑丘サンサングループ	野畑橋交差点から緑丘5丁目交差点
クリーンロード緑地	国道176号線曾根信号から服部緑地までの歩道
天竺会	市道神崎刀根山線(浜1・2丁目)沿いの歩道ほか
長寿友の会	服部本町2丁目
緑丘サンサングループ	緑丘4丁目交差点から少路駅周辺
大阪信用金庫 豊中支店	支店周辺の勝部寺内線
ひまわりグループ	神崎刀根山線(夕日丘1丁目交差点～八坂橋交差点東側・八坂橋交差点～熊野町1丁目交差点両側)
旭丘連合自治会(旭丘を美しくする会)	旭丘中通市道両側(旭ヶ丘橋からイカリスーパーまでの区間)
大阪府立豊島高等学校硬式野球部	緑丘千里西町線(北緑丘3丁目交差点～千里西町外回り線と交差する三叉路までの区間)
株式会社ジェイコムウエスト北大阪局	新千里5号線(千里アートロード)(新千里東町1交差点～新千里西町1-1先の歩道)
株式会社精研大阪支店	松葉通り唐川線
株式会社ビ・ハウスキリンの会	曾根箕面線(梅花学園北交差点～北桜塚4丁目交差点間の歩道)
尼崎信用金庫豊中島江支店	阪急西側南線 島江町第7号線 庄内中央緑道2号線
関西電力送配電株式会社北摂配電営業所	神崎刀根山線(小曾根4丁目交差点～高川歩道橋間の歩道) 浜第3号線 浜第31号線・浜第37号線
大商学園高等学校	阪急服部天神駅～大商学園高等学校の通学路、豊島公園周辺、高等学校周辺の道路
ブリヂストンタイヤ北大阪販売株式会社	服部団地高城橋線(服部寿町5丁目～石橋)、事業所周辺の道路(服部寿町5丁目)
服部天神商店会	服部元町第1号線・第9号線・第12号線 服部元町第14号線・第15号線・第17号線 服部45号線、市有道路
寺内自治会	寺内1丁目、寺内2丁目区域の市道

(令和5年9月末時点)

アドプト・ロードおよびアドプト・リバー（大阪府の団体として活動）

団体名	活動場所
アドプト・ロード・上新田	新田小学校校区内
アドプト・ロード・ロマンティック街道	府道豊中亀岡線（野畑交番前交差点から少路北交差点まで）
神崎川・アドプト・リバー・神州町（三國製薬株式会社）	神崎川右岸（神州橋から上流約 800m 区間）
神崎川・アドプト・リバー・神州町（MGC フィルシート(株)大阪工場）	神崎川右岸（新三国橋から下流約 360m 区間）
アドプト・リバー・少路	桜の町 6・7 丁目
アドプト・ロード・島熊山	東豊中第 17 号線交差点から島熊山北交差点まで
アドプト・リバー・春日 3 丁目 姫 蛭	千里川両岸（春日町 2・3 丁目）
アドプト・ロード・穂積	府道西宮豊中線（穂積 1 丁目 6 番地先）
アドプト・リバー・天竺川ホテルの会	新千里南町 3 丁目 地内（新田橋から下天竺橋まで）
アドプト・リバー・旭丘 花の会	旭丘地内（旭ヶ丘橋から下流へ 210m 区間）
アドプト・ロード・大池 笑顔と花の道	本町南交差点北側から北へ 130m 区間（東側歩道部）
アドプト・ロード・蛭池南町	蛭池南町 3 丁目 1 番地から 8 番地までの区間
アドプト・リバー・千里園	千里園 3 丁目 15 番 18 号から 1 丁目 8 番 1 号まで（千里川春日橋から千里川橋まで）
アドプト・ロード・ポケットパーク	桜の町 2 丁目 2 番地先（交差点南東ポケットパーク）
アドプト・ロード・せんちゅうみどりの風	新千里東町 1 丁目 5 番（モノレール連絡橋）
アドプト・ロード・勝部	大阪池田線勝部交差点から勝部 1 丁目 2 番地南信号まで
アドプト・リバー・千里川（キープ千里川 ITM）	千里川梨高橋から千里川原田大橋まで
アドプト・リバー・箕輪	蛭池南町 1 丁目 22 番 2 号地先から箕輪 1 丁目 18 番 10 号地先まで（千里川箕輪小橋下流 150m 地点から典正橋まで）
アドプト・ロード・豊中穂積	府道西宮豊中線深田橋から服部寿町 3 丁目交差点（西行歩道部）まで
アドプト・リバー・千里川（千里川をきれいにする会）	千里川野畑橋から千里川水田橋まで
アドプト・ロード・服部天神	府道豊中吹田線服部天神駅前から服部天神駅前交差点まで
アドプト・ロード・稲津町	国道 176 号稲津町 2-4-2 から稲津町 2 丁目南交差点付近まで
アドプト・ロード・岡町北	地方道伊丹豊中線克明小学校北側交差点から岡町交差点までの西行車線側の歩道および植栽

アドプト・ロード・上新田については新田小学校 PTA 新和会の団体名、アドプト・ロード・勝部については株式会社精研大阪支店の団体名、アドプト・ロード・服部天神については服部天神商店会の団体名で、市のアダプト活動もあわせて行っています。

（令和 5 年 9 月末時点）

⑤地域住民による公園等の自主管理協定制度・愛護活動制度

豊中市では、公園みどり推進課が管理している公園、緑地を対象に、地域住民による団体と市とが協働とパートナーシップによる管理・運営を図るため、地域住民団体と市との役割分担を明確にした協定を締結の上で地域住民が主体となって行う自主管理活動・愛護活動に対して支援を行っています。

※お問い合わせは公園みどり推進課まで

⑥豊中市で活動している市民公益活動団体（まちづくり・環境分野）

市内では、景観に関連するまちづくり・環境の分野において、ボランティア団体等の NPO（民間非営利組織）や自治会、企業等、さまざまな団体が市民公益活動の担い手として幅広く活躍しています。

市民公益活動支援センター

市民公益活動にすでに取り組んでいる人や、これから取り組もうとする人を応援するため、活動に役立つ情報の収集・発信を行うとともに、たくさんの人が出会い、交流できるようなさまざまな事業を実施する、市民活動の拠点として開設しています。

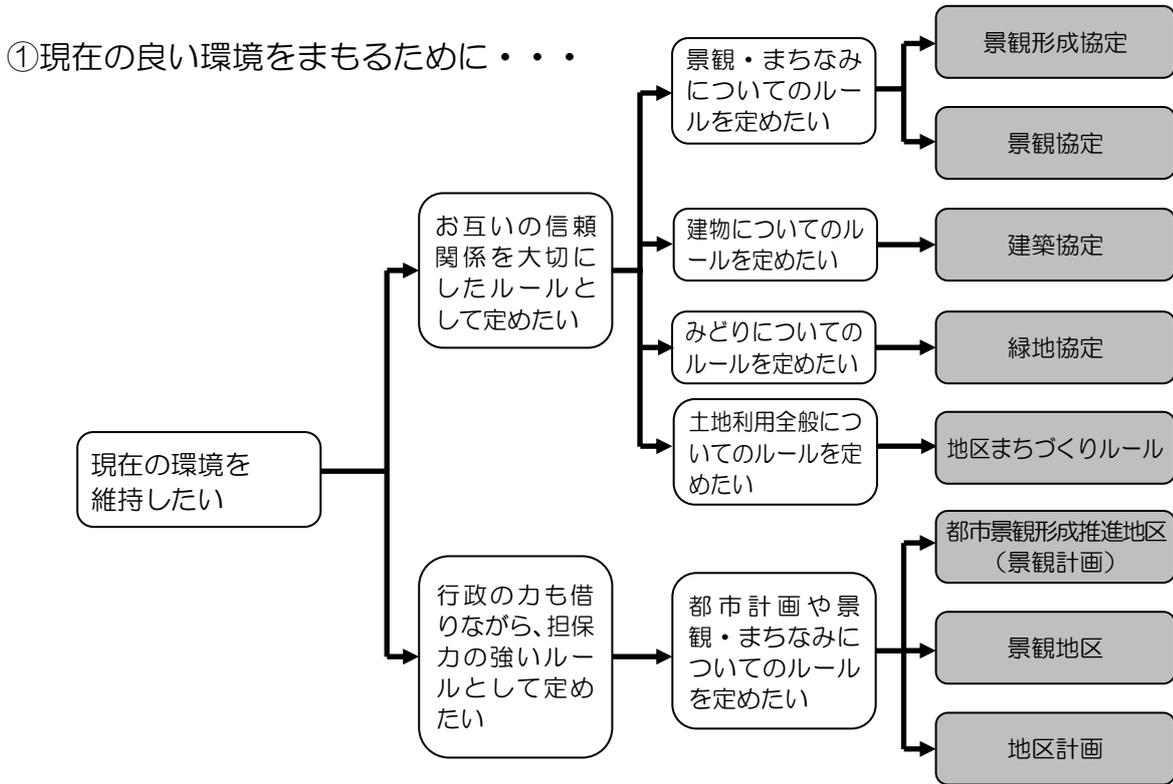
住所：豊中市庄内幸町4-29-1（庄内コラボセンター）

あわせて、ホームページでは、豊中市内で活躍する市民公益活動団体のデータベースから、各団体の活動目的、内容、代表者名、団体ホームページアドレス等の情報を見ることができます。

ホームページ URL https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/npo/center/npo_dantai.html

(2) 地区で取り組む景観まちづくりの見取り図（制度の活用ガイド）

※それぞれの制度の詳細は 55～60 ページをご覧ください。



<こんな使い方も・・・>

○目的に応じて複数のルールを組み合わせる

(例)

地区計画	建物の高さ・配置や用途、壁面の位置、緑化の面積を法に基づくルールとして決める
+	
景観形成協定	敷地の演出を自主的なルールとして決める

※基本的な事項を法に基づくルールで担保した上で、敷地は住民同士の自主的なルールとし運用の幅を持たせる

(例)

地区計画	建物の高さ・配置や用途、壁面の位置等をルールとして決める
+	
都市景観形成推進地区 (景観計画)	建物の意匠・色彩等をルールとして決める

※目的（何をまもりたいか）に合わせて適切な手法を選択し、組み合わせる

○住民の合意のもと、担保力を高める

(例)

景観形成協定	
↓	
景観形成協定	+
	地区計画

※住民同士でまもる緩やかなルールを残しつつ、市への届出が必要なルールを設けることで、担保力を高める

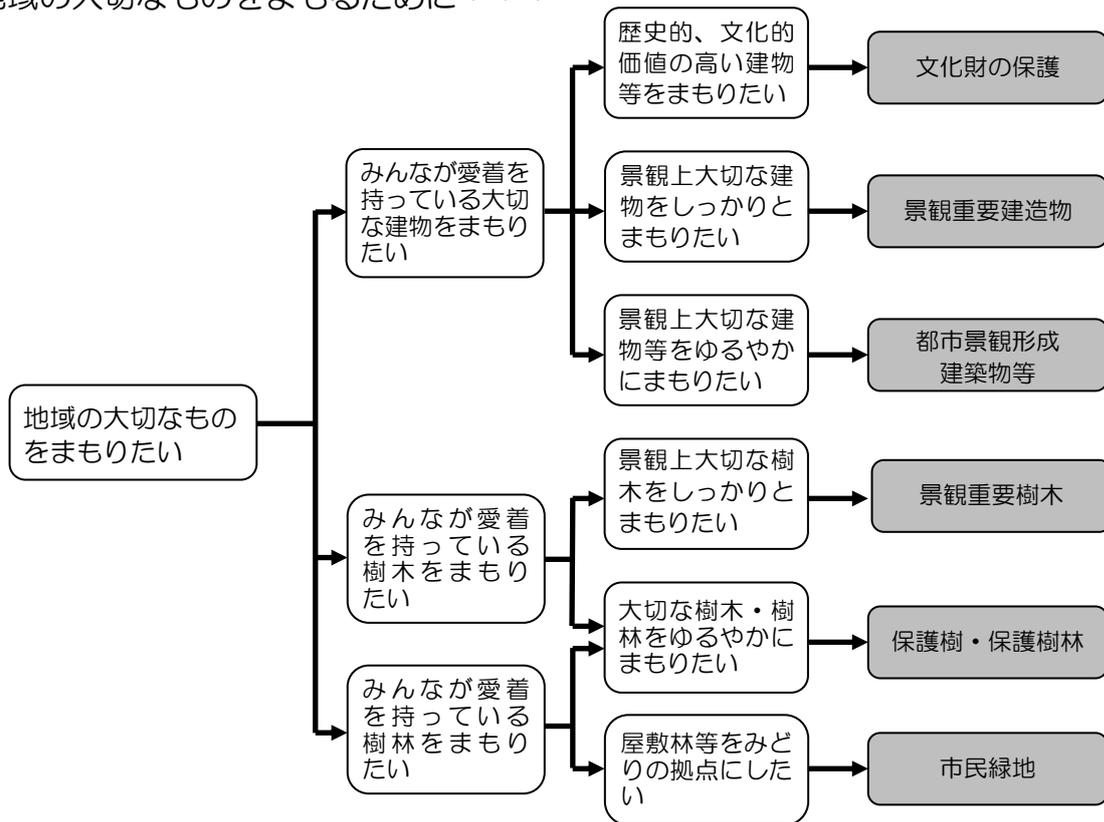
(例)

建築協定	
↓	
地区計画	+
	都市景観形成推進地区 (景観計画)

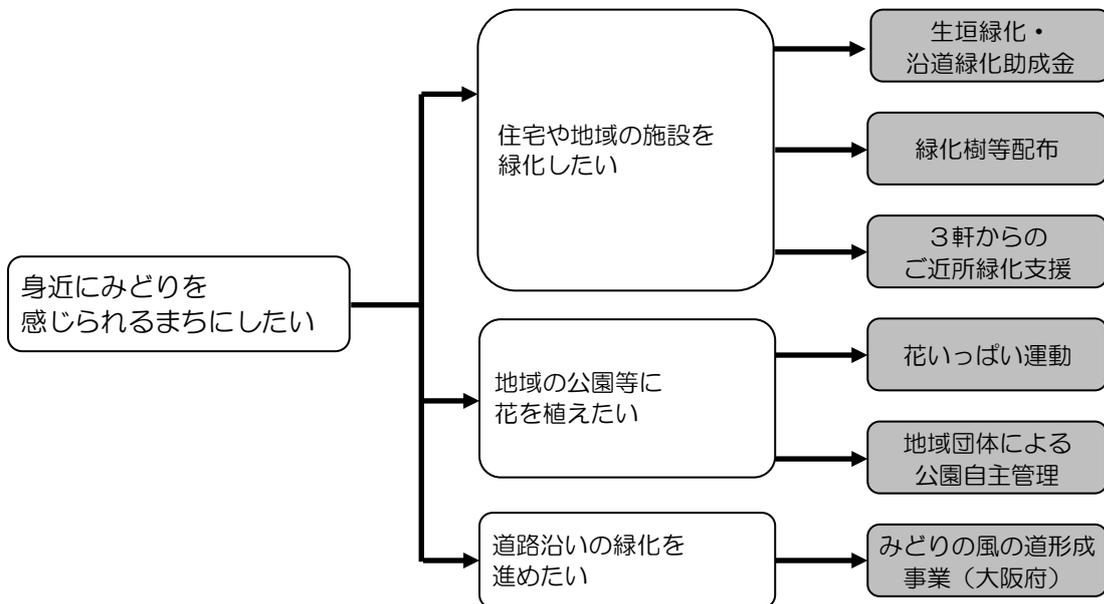
※開発事業者の一人協定から住民に継承された建築協定を住民合意のもとで法的担保力のあるルールに移行、地区計画（建物の配置等）・都市景観形成推進地区（景観計画）（建物のデザイン等）と使い分け

★地区の特性や課題に応じて景観形成協定＋都市景観形成推進地区（景観計画）＋地区計画といった組み合わせも可能です。

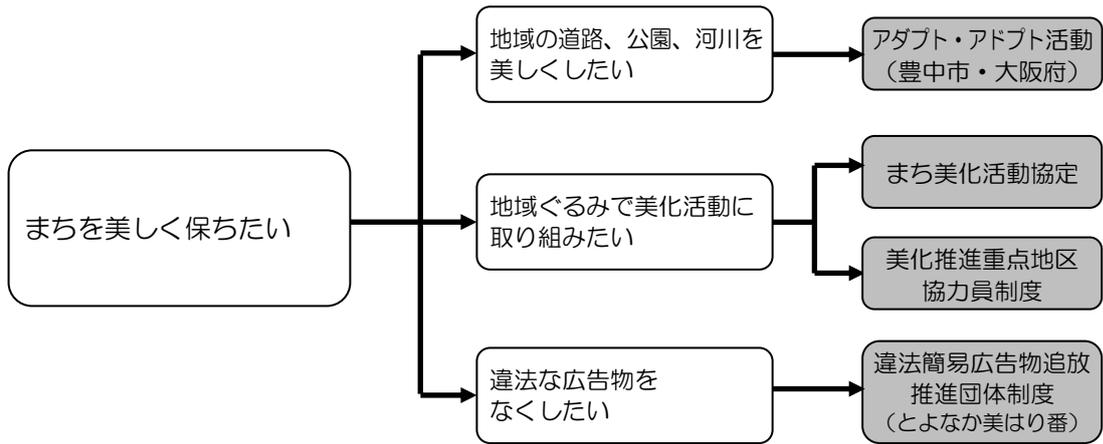
②地域の大切なものをまもるために・・・



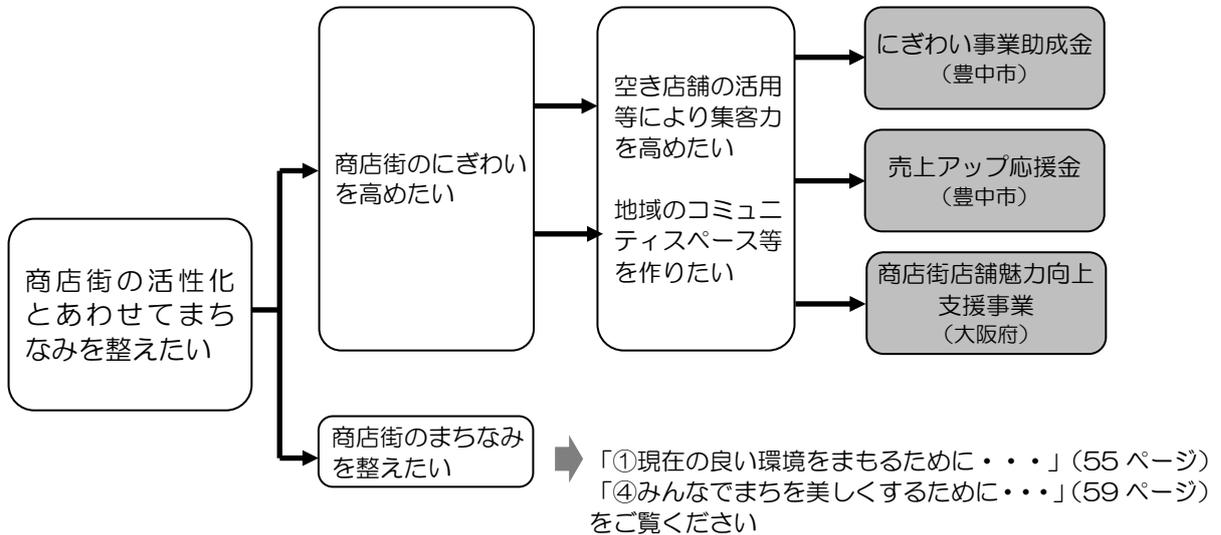
③地域のみどりを育むために・・・



④みんなでまちを美しくするために・・・



⑤商店街の魅力を高めるために・・・



(3) 景観やまちづくりに関わる制度（主なもの）

①現在の良い環境をまもるために・・・

種類	(根拠) 制度	概要	決められるルールの主な内容					合意形成のめやす	指定後の運用のしかた ほか	問合せ先
			建築物		工作物	広告物	緑化			
			高さや配置等	デザイン						
建物の形や色、敷地等の景観に関するルール	(都市景観条例) 景観形成協定	地元合意で締結された景観に関わる協定を市が認定する制度です。	○	○	○	○	○	認定においては、区域内の地権者の <u>多数に支持</u> されていると認められることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間を地域のみなさんで決定できます。 締結後は地域のみなさんで運営するものです。 	都市計画課
	(景観法) 景観協定	景観に関わるルールを景観法に基づく協定として締結します。	○	○	○	○	○	協定に参加する <u>全員の合意</u> が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間を地域のみなさんで決定できます(5年以上 30年以下)。 締結後は地域のみなさんで運営します。 権利者の移動があっても協定の効力は継続します。 	
	(景観法・都市景観条例) 都市景観形成推進地区	景観に関わるルールを定めます。	○	○	○	○	○	区域内の地権者の <u>多数の方が合意</u> していることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民等の申し出に基づき市が策定。 景観計画に位置づけ後は市で運用します。 基準にそぐわない建築行為等には市が勧告・変更命令を行うこともあります。 	
	(景観法) 景観地区	景観に関するルールを都市計画として定めます。	△※	○	○		○	区域内の地権者の <u>2/3以上が合意</u> していることを目安としています。	<ul style="list-style-type: none"> 指定後は市で運用します。 基準にそぐわない建築行為等は建築確認申請がありません。 	

※ 建物の高さと壁面位置のみです。

種類	(根拠) 制度	概要	決められるルールの主な内容					合意形成のめやす	指定後の運用のしかた ほか	問合せ先
			建築物 高さや配置等	デザイン	工作物	広告物	緑化			
建物の高さや壁面の位置、敷地等に関するルール	(都市計画法) 地区計画	都市計画に関わるルールを定めま す。	○	△※	○		○	区域内の地権者の <u>多数の方が合意</u> していることが必要です。	<ul style="list-style-type: none"> 地区住民等の申し出に基づき、市が策定。都市計画決定後は市で運用します。 基準にそぐわない建築行為等には市が勧告等を行うことがあります。 建築条例に定めた制限にそぐわない建築行為等は建築確認申請がおりません。 	都市計画課
	(建築基準法) 建築協定	建物に関するルールを協定として締結しま す。	○	○			○	協定に参加する <u>全員の合意</u> が必要 です。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間を地域のみなさんで決定できます。 締結後は地域のみなさんで運営します。 権利者の移動があっても協定の効力は継続します。 	建築審査課
みどりに関わるルール	(都市緑地法) 緑地協定	緑化に関するルールを協定として締結しま す。					○	協定に参加する <u>全員の合意</u> が必要 です。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間を地域のみなさんで決定できます(10年を標準とします)。 締結後は地域のみなさんで運営します。 権利者の移動があっても協定の効力は継続します。 	公園みどり推進課
土地利用全般にかかわるルール	豊中市地区まちづくり条例	土地、建物等の利用、その他の地区環境の整備のルールを定めま す。	○	○	○	○	○	地区住民のおおむね2/3以上の同意が必要で す。	<ul style="list-style-type: none"> 有効期間は1年間の更新制です。 締結後は地域の皆さんで運営します 	都市計画課

※ 形態意匠条例を市で定めれば、形態意匠に関する制限が可能です。

ルールづくり、応援します！ ～主な支援制度の概要～

(令和5年9月末時点)

建物のルールづくりの際に活用できる市の支援制度

名称	趣旨	支援内容	問合せ先
地区まちづくり支援制度	<ul style="list-style-type: none"> ・都市景観形成推進地区や地区計画など土地利用に係るルール作りに係る活動に必要な費用の一部を助成します。 ・土地利用のルール作りをめざして取り組む団体に専門家の派遣を行います。 ・地区まちづくりに必要な経費をクラウドファンディングにより調達する場合手数料の一部を助成します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座 ・まちづくり講座 ・アドバイザー派遣 ・コンサルタント派遣 ・活動費助成 ・クラウドファンディング活用支援助成 	都市計画課
千里ニュータウン地区における土地建物利用のルールづくりに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ・千里ニュータウン内でのルールづくりに対するコンサルタント派遣を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンサルタント派遣 ※千里ニュータウン内のみ 	都市整備課

②地域の大切なものをまもるために・・・

区分	制度	特徴	活用できる支援制度		
			名称	概要	問合せ先
歴史的、文化的な価値の高い建物等をまもる	文化財の保護（文化財保護法、府文化財保護条例、市文化財保護条例）	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的、文化的な価値が高い建物等を文化財として指定して保存します。 	豊中市指定文化財保存事業補助金	市条例による指定文化財の保存と公開のために必要な経費に対する助成	社会教育課
			豊中市文化財保存事業費補助金	法または府条例により指定された文化財の保存のために必要な経費に対する助成	
地域の景観上重要な建物等をまもる	景観重要建造物（景観法）	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっているような景観上重要な建物等を指定して保全します。 指定されると現状の変更行為に許可が必要となりますが、建築基準法上の特例措置があります。 	豊中市都市景観形成助成制度	外観の保存修景に必要と認めるものに対する助成	都市計画課
	都市景観形成建築物等（都市景観条例）	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっているような景観上重要な建物等を指定して保全します。 指定されると所有者に管理義務が付与されます。 	豊中市都市景観形成助成制度	外観の保存修景に必要と認めるものに対する助成	
地域の景観上重要な樹木をまもる	景観重要樹木（景観法）	<ul style="list-style-type: none"> 地域のシンボルとなっているような景観上重要な樹木を指定して保全します。 指定されると現状の変更行為に許可が必要となります。 	豊中市都市景観形成助成制度	保存修景に必要と認めるものに対する助成	
地域で親しまれている樹木や樹林をまもる	保護樹・保護樹林	<ul style="list-style-type: none"> 地域で親しまれている古木や大木、樹林を指定して保護します。 樹木の大きさ等の指定基準があります。 	保護樹等助成金	保護樹または保護樹林の保護のために必要な経費に対する助成	公園みどり推進課
樹林地をみんなが楽しめる場所として開放したい	市民緑地	<ul style="list-style-type: none"> 市が土地所有者等と契約を結び、住民が利用できる形で公開します。 管理期間を地域のみなさんで決定できます（5年以上）。 市が土地所有者等と契約を結び、市が管理するか、市が地域団体等に管理を委託する方法があります。 	—	税制上の優遇措置 施設整備にあたっての補助	

③地域のみどりを育むために・・・

区分	活用できる支援制度				問合せ先
	名称	概要	対象		
			個人	団体	
生け垣や樹木を植える	生垣緑化・沿道緑化助成金	・生垣の設置や樹木を植えるために必要な経費に対する助成を行います。	○		公園みどり推進課
マンションや地域の施設を緑化する	緑化樹等配付	・マンションや自治会等の施設を緑化するために必要な樹木等の配布を行います。		○	
ガーデニングやお花を育てる	3軒からのご近所緑化支援	・ご自宅でお花を育てるご近所3軒以上のグループに助成を行います。		○	
公園に花を植える	花いっぱい運動	・公園等に花を植える活動等に対する支援を行います。 ※府でも「みんなで育てる花いっぱいプロジェクト」と称し活動支援を行っています。		○	
地域の緑化を進める	みどりづくり推進事業（みどりづくり活動助成）	・地域住民や NPO 等、さまざまな主体が協働で行う、校庭の芝生化や花壇整備等の地域のみどりづくり活動に対して助成を行います。		○	大阪府 北部農と緑の総合事務所 みどり地環境課
	みどりの風の道形成事業	・地域とともに公共空間と民有地を一体的に捉えた緑化プラン（マップ）を作成し、街路樹等のみどりの整備と民有地の緑化支援を併せて実施します。		○	大阪府 池田土木事務所 都市みどり課

④みんなでまちを美しくするために・・・

区分	活用できる支援制度				問合せ先
	名称	概要	対象		
			個人	団体	
違法な屋外広告物をなくす	違法簡易広告物追放推進団体制度（とよなか美はり番）	・地域内に設置された違法な屋外広告物をなくすために自治会等が市と協力して取り組む制度です。		○	美化推進課
地域の美化に取り組む	まち美化活動協定	・地域の美化に関するルールを協定として宣言し、自治会等が市と協力して美化活動に取り組む制度です。		○	公園みどり推進課
道路や公園等をみんなで清掃する	アダプト活動	・道路、公園、河川等の管理者（府または市）と協力して自治会等が清掃活動を行う制度です。 ※府でもアダプトプログラムと称し同様の活動支援を行っています。		○	
公園をみんなで管理する	地域団体による公園自主管理	・自治会等が市と協力して公園を自主的に管理する制度です。		○	

⑤商店街の魅力を高めるために・・・

区分	活用できる支援制度				問合せ先
	名称	概要	対象		
			個人	団体	
商店街のにぎわいづくり	豊中市にぎわい助成金	・まちの活性化を図ることを目的とし、来街者を多数呼び込むことにより、にぎわいを創出する事業等の充実を支援します。		○	魅力文化創造課
	豊中市売上アップ応援金	・地域の賑わい創出や消費喚起を目的とする商店街等の取り組みを支援します。		○	産業振興課
	大阪府商店街店舗魅力向上支援事業	・万博開幕やインバウンドの復活による国内外の旅行客を商店街に取り込み、商店街での観光・消費を促進します。		○	大阪府商工労働部 中小企業支援室 商業振興課

(4) 広がっています！重点的な地区の景観形成

市内では、地域の特性や課題に応じ、景観形成に関するさまざまな手法を活用しながら、住民合意のもと、まもるべきまちのルールを定めている地区がこんなに広がっています。あなたのまちでも取り組んでいきませんか。

景観形成協定

新千里南町3丁目住宅自治会地区	(概要) ・建築物の用途や位置・規模・デザイン、敷地の演出等のほか、地域の街路樹を大切にすること等をルールにしています。 ・自分たちのまちで良好な住環境をまもる取り組みが進められています。
上新田1丁目及び2丁目地区	

都市景観形成推進地区

新千里南町2丁目地区	(概要) ・建物の色や大きさなどの景観に関するルールが法的に担保され、地区の特性に応じた良好なまちづくりがすすめられています。
永楽荘地区	
新千里北住宅地区	
新千里南住宅地区	
北緑丘1丁目地区	
新千里北町2丁目地区	
新千里西町3丁目地区	

地区計画

千里中央地区	(概要) ・建築物の用途や規模、位置、高さ、デザイン等、垣・柵の構造等、緑化率等の敷地内に関するルール、道路・公園等の配置等のルールが法的に担保され、地区の特性に応じた良好なまちづくりがすすめられています。
東豊中第一団地地区	
新千里西町B団地地区	
緑丘地区	
新千里東住宅地区	
新千里南町団地地区	
新千里西町団地地区	

少路2丁目地区	西緑丘3丁目地区
新千里南町1丁目地区	新千里東町近隣センター地区
北緑丘1丁目地区	新千里西町2丁目地区
新千里南町2丁目地区	新千里北町1丁目地区
待兼山町地区	永楽荘2丁目地区
永楽荘地区	新千里西町3丁目地区
新千里北住宅地区	新千里北町3丁目地区
新千里南住宅地区	新千里北町2丁目地区
緑丘4丁目地区	庄内・豊南町地区（防災街区整備地区計画）

建築協定

豊中市東豊中町3丁目風致地区建築協定	<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築協定では、建築物の形態や構造、用途、意匠や建築設備等、建築物に関することをルールにしています。 自分たちのまちで良好な住環境をまもる取り組みが進められています。 住宅地を開発する事業者が、宅地分譲を開始する前に建築協定を結び、建築協定付き住宅地として販売する取り組みもあります（一人協定）。
豊中市野畑南土地区画整理事業地区建築協定	
待兼山町南地区建築協定	
豊中プレミアム建築協定	
旭丘テラスハウス地区建築協定	
ドリームハウス旭丘建築協定	
まちかねやま自治会建築協定	
ハーベルタウン豊中旭ヶ丘建築協定	
ファインコート豊中刀根山建築協定	

緑地協定

東豊中町6-1地区緑地協定	<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 緑地協定では、樹木等の種類や場所、垣・柵の構造等、緑化に関することをルールにしています。
ファインコート豊中刀根山緑地協定	

地区まちづくりルール

永楽荘地区	<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> 豊中市に登録した地区まちづくり活動団体は、地区まちづくりに関する自主的な取り決めを地区まちづくりルールとして市に登録しています。
-------	--

風致地区

大石塚風致地区
稻荷山風致地区
東豊中風致地区
服部風致地区

(概要)

- 風致地区では、建築物・工作物の新築等にあたって、一定の規制のもと、風致に富んだ良好な都市景観の形成がすすめられています。

(令和5年9月末時点)

(5) 守っています！都市景観の保存

本市では都市計画の形成上保存する価値があると認める重要な建築物や工作物、その他の物件を、さまざまな制度を活用し保全します。

都市景観形成建築物等

高木邸（岡上の町1丁目）
渡場のクスノキ（豊南町東3丁目）

(概要)

- 都市景観形成建築物等は豊中市都市景観条例第27条第1項に基づき指定しています。

(令和5年9月末時点)

豊中市都市景観形成マスタープラン
〔第2期推進編〕
令和6年（2024年）4月
編集・発行 豊中市

